

令和3年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第1回東彼杵町議会定例会は、令和3年3月8日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	欠 席
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君
代表監査委員	滝川 キミ江 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 一般質問

6 散 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

会議を始めます前にお知らせいたします。税財政課長が確定申告のため欠席をいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布をしておりますので朗読は省略いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、浪瀬君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会の所管である健康ほけん課についての調査結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 令和3年2月22日
- 2 調査事件 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について
- 3 場所 議員控室
- 4 調査結果

国内の新型コロナウイルスワクチン接種については、2月17日より開始されているが、本町についての進捗状況を健康ほけん課長、健康推進係長の出席を求め調査しました。

①新型コロナウイルスワクチン接種対象者

本町の全住民7,730名（R3.1.1現在）の内65歳以上が3,065名、65歳未満が4,665名であり、その内約800名が16歳未満となっている。

②接種回数及び費用

接種回数は2回で、接種間隔はファイザー社ワクチン21日、アストラゼネカ社及び武田／モデルナ社ワクチンが28日となっており、住民の接種費用は無料である。

③接種順番・方法及び場所

順番としては、医療従事者等231名（人口3%）が2月下旬から3月中旬、高齢者が2,452人（3,065人×80%）で4月から5月下旬、高齢者以外で基礎疾患を有するもの及び高齢者施設等の従事者、それ以外の者と予定されている。

場所については、基本として総合会館グリーンハートホール、ホワイエ及び渡り廊下で行われる。高齢者施設や入院病院での施設等担当医師による接種や基礎疾患を有する人は、かかりつけ医療院等での個別接種も可能とされている。

④接種時期及び曜日

一般の方の接種は、4月から開始され6月まで担当医師の当番表が作成済で、水曜日と木曜日の14時30分から18時までとされており、その内接種後の30分間はアナフィラキシー症等の副反応が起きないか経過観察をされる。また、土曜、日曜に接種できないか等、接種体制について町医師会と検討されている。なお、ワクチンの到着状況により予定通り接種できない場合も考えられる。

⑤接種要領

1日当たりの接種は、2チームで編成し時間当たり50名を3時間で合計300名計画されている。

⑥接種の案内

高齢者（65歳以上）は、3月中旬に、また、65歳未満は5月中旬に接種順番を考慮して個別に送付予定である。

財源としては、全額国庫負担金によるもので、特殊な物品として国から支給されるものは、超低温冷凍庫、耐冷グローブ、ワクチン、注射器、接種針他であり、ワクチン保管用としてはマイナス75℃とマイナス20℃のディープフリーザー各1台、また、小分け用の保冷ボックス4個が無償配布される。

ワクチンの接種は、原則、住民票のある市町村で接種を受けることになっている。出産のために里帰りしている妊産婦や遠隔地に下宿している学生・単身赴任者等は市町村への申請が必要とされている。また、入院・入所者、基礎疾患を持つ者が他市町に長期滞在している方のみ主治医の下で接種する場合は申請不要となっている。

接種は、本人や保護者の同意に基づき行われ、接種を受けるに当たっては、接種会場、医療機関等において接種券及び本人確認書類等により本人確認を行うことを想定されている。

接種券・予診券については、原則、市町村で送付されるが、医療従事者については、個別送付によらず国で様式を定め実施される。

委員会では、ワクチン接種をスムーズに行うための方策として、データ放送等により事前の周知徹底を図ることや要領が分かりづらい方に対しては周囲の援助等が必要ではないかという意見がありました。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長、口木君。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会において所管である建設課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 調査事件
 - (1) 令和2年豪雨等による災害の調査について
 - (2) 町道と民有地の境界問題について
- 2 調査年月日

令和3年2月18日

3 調査内容及びその結果

建設課長及び建設係長に出席を求め委員会を開催しました。

(1) 公共災害は、河川14か所、道路5か所、防波堤1か所で、そのうち7件が入札不調ということであった。災害が大きかった遠目地区の河川は今年度の完成は厳しいということで、水稻の収穫が終わった後で発注したいとのことである。

農地災害は、全部で29か所あり2件入札不調、3か所は用水路が伴っており秋以降ということである。

現地調査については、才貫田地区・木場地区・山田地区・大音琴地区の4河川を行った。

また、昨年調査を行った杉尾井手のその後の経過として、作業のための仮設道路取付工事を上流の方から行い1月末に完了したということである。仮設道路にかかった事業費は、用水路補修費用も合わせて163万円であった。次年度以降は、地元で中山間直接支払事業や多面的機能支払交付金を活用して工事を進めてもらい、担当課としても地元と協議しながら進めていきたいと考えているとのことである。

なお、委員会の中で入札不調が多いということで、業者にも不落するということがないように協力していただき、町としても独自の案がないものか努力してほしい。そして、一刻も早く工事を進め、早期の完了に努めてほしいとの意見がありました。

(2) 菅無田地区の町道と民有地の境界について現地調査を行いました。

町道と民有地との境界が不明で、現地を見る限り町道ぎりぎりまで段差なく盛土してお茶の木が植えてあり、機械は町道で回転せざるを得ない状況にあると感じた。町内にはこのような場所が何か所もあるとのことであるが、見て見ぬふりでは済まされない場所もある。このような事例が発生しないとも限らないので、担当課で対処法を検討してほしい。

なお、委員会の中で、町道あるいは公有地を私有地として利用されており、勝手に利用した者勝ちの様な考えが蔓延しつつある。公平公正に欠けているので町民との信頼関係の構築を図られたい。また、現地を見る限り境界がはっきりしていないので、改善する必要があるとの意見がありました。

○議長（吉永秀俊君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和3年第1回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして、条例の一部改正8件、補正予算3件、当初予算9件、委員の任命1件、選任1件、請負契約1件、諮問1件をお願いしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

4月から新型コロナウイルスワクチンの接種が高齢者から始まりますが、まだ、町へのワクチン配布数が確定しない状況であり、医師会の先生方への協力依頼日の決定や、皆さま方への通知等ができていない現状であります。確定次第、職員も総力を挙げて対応をしていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

しかし、ワクチン接種後もしばらくの間、引き続き手洗い、マスク、換気や三密を避けていただきますようご協力を重ねてお願いいたします。

それでは、行政報告の主なものについてご説明をいたします。

令和2年12月22日に、全国茶品評会蒸し製玉緑茶部門におきまして、農林水産大臣賞を受賞されました安田光秀様と尾上茶業部会長と一緒に県知事へ受賞報告に伺っております。

12月23日に、区長会及び町ライオンズクラブから寄付金の贈呈がございまして、新型コロナウイルス対策など有効に使用させていただきたいと思っております。

明けまして令和3年1月3日に成人式を行いました。県内1か所の開催ということで賛否両論ありましたが、開催方法や出席者の制限など、教育委員会が工夫をしていただき実施をいたしました。本来なら、町議会議員をはじめ来賓各位にご出席をいただき開催しなければなりませんでしたが、誠に申し訳ございませんでした。

26日に、JA肥育部会・繁殖部会からお見えになり、現状と今後の見通しなどについてお話をさせていただきました。

2月1日に、町医師会とのワクチン接種についてご意見を伺いましたが、国県からの情報量が少なく、詳細な説明ができませんでしたが、出務の協力を了承していただきました。先生や看護師の方には、日常の業務の後にこういう協力をいただくことに、本当にありがたく思っております。

2月9日、JA茶業部会からそのぎ茶ロゴ入りマスクを贈呈していただきましたので、職員の出張時などに着用してPRにつなげていただければと考えています。

2月28日、春季火災訓練を町内3か所に分かれて実施をいたしました。休日にも関わらず本町消防団は、毎回、訓練等に率先して参加していただき、有事の際に備えていただくことに対し、敬意を表し感謝をいたしております。

午後から、Qでん賑わい創業イベントが、ソリッソリッソでオープニングセレモニーが行われ、くじら焼きなどで町をPRし、さらに地域を盛り上げ、町内で交流拠点の新設などを計画をされているということでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これで町長の行政報告を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番議員、林田二三君、2番議員、立山裕次君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月8日から3月17日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、こういったコロナ禍の状況でございますので、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

それでは、順番に発言を許可します。はじめに5番議員、大石俊郎君の質問を許します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

おはようございます。今回は2件質問をしております。

まず、大きな1点目、住民監査請求の結果についてであります。この住民監査請求は、本町において約10年ぶりのことと聞いております。その点において滝川監査委員、立山監査委員は、大変ご苦労されたことと推察をいたします。

その監査が、国が定めた法律や町の条例等に基づき、町民全体の利益を守るという機能が健全に発揮されていたのかどうかという視点で質問をしております。

通告書をご覧ください。昨年11月、町民2名の方から2件の住民監査請求が提出をされました。

1件は、約1900万円の町税を投入して改修されたソリッソリッソの施設における町の権利が将来なくなるような契約を前町長渡邊悟氏が結んでいたことに対する監査請求です。

この契約については、議会の承認が必要であったにも関わらず、議会の議決を得ずして専決処分をされていました。専決処分後の義務づけられている議会への報告も、ありませんでした。

この専決処分の行為及びその契約内容が、町に大きな損害を与えるとして、渡邊前町長に対し損害賠償を求めたものであります。

2件目は、現在ふるさと交流センターに派遣されている職員を、派遣できるとした法的根拠等がなく、派遣をしていることは違法であるため、東彼杵町長に対し派遣をしていた期間の給料や手当等を、町へ返還するよう求める請求であります。

(1) ソリッソリッソの施設契約に関する請求事案について

今回の住民監査請求に対する監査委員の結論は却下でした。

却下とした理由を、長咲プロジェクト協議会との施設等定期賃貸借契約は、令和4年3月31日までとなっているが、再度、契約が締結されないことは確定しておらず、契約が終了し、貸付料が納入されないという相当の確実性も予測されない。よって今回の措置請求時点において町の損害は発生していないとし、平成6年9月8日の最高裁判決文を引用、「たとえ、違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、町に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない」とされています。

では、今回の事案では、違法・不当な行為又は怠る事実があったという監査委員の見解と捉えていいのですか。あった、なかったの結論のみお伺いします。理由は降壇してからお伺いします。

(2) ふるさと交流センター派遣職員に関する請求事案について

今回の住民監査請求に対する監査委員の結論は棄却でした。

監査委員は、棄却とした理由の1つに、「まちづくり課長の指揮・監督のもと両業務（まちづくり課とふるさと交流センターの業務）を行っていたことは明白である。よって、センターの業務に専ら従事していたとは言えず、さらには東彼杵町が本件職員をセンターでその業務に従事させることは、違法なものであるということにはならないと判断する」とされています。

では、見方を変えて、まちづくり課長の指揮・監督は及んでいなかった。また、専ら従事していたということであれば違法であったという監査委員の見解になると捉えていいのですか。違法であった、違法でなかったの結論のみお伺いします。理由は、降壇してからお伺いします。

大きな2番目、令和2年12月定例会及び全員協議会における町長、教育長の答弁について。

(1) 町長の答弁について

ア、ソリッソリッソの施設契約関連について。

①町長は「1900万円の町税は公有財産や物品には該当しない。何処に行ったかということが目標です」と答弁をしておられました。この目標とはどういうことか、簡潔な答弁を求めます。

②また、目標に町税を投入することができるとした法的根拠について伺います。名称のみ、細部の説明は降壇してからお伺いします。

③平成27年2月の臨時会において、1900万円の町税で改修された旧農協千綿米倉庫（現ソリッソリッソ）は町おこしのため、長期間営利を目的としない公共施設として利用されることを前提に議会も予算を認めていました。

まさか、平成31年3月、1900万円を投入してリノベーションされたソリッソリッソが、JAからひとこと目の公社に800万円（土地代金のみと思われる）で所有権が移るとは想定されていなかったと思われます。

これら一連の契約を議会の承認なしで行った前町長の行為に対し町長は、専決処分の規定に違反していなかったと答弁をされていました。議会の承認なしで行った前町長の行為に違反はなかったとされる法的根拠について伺います。名称のみ、細部の説明は降壇してからお伺いします。

イ、ふるさと交流センター派遣職員関連について。

町長は、派遣できるとした根拠を町が定める職務に専念する義務の特例に関する条例であると答弁をされていました。

この条例で、派遣ができるとした答弁を撤回されるお考えはありませんか。撤回する、撤回しな

いの結論のみお伺いします。理由は降壇してからお伺いします。

(2) 教育長の答弁について。

ア、病気休暇 195 日間を許可された職員に対する給料支払いは 100%の支給、休職期間における給料支払いは 80%支給と答弁をされていました。

この答弁、間違いありませんか。間違いがない、間違いだったの結論のみ、お伺いします。

イ、当該職員の 48 日間欠勤に対する処分は停職 6 か月でした。実際の欠勤は 154 日間に及んでいました。教育長は「連絡があった欠勤も処分の対象となり得る」と答弁をされていました。

では、処分がなされていない残りの 106 日間に対する処分について、教育委員会で審議をされたのかどうか。審議をした、審議はしていないの結論のみお伺いします。細部は降壇してからお伺いします。

ウ、来年度入学される中学校の制服の価格はどのようになったのですかという質問でありますけれど、もうすでに資料の提示をいただいておりますから、この答弁は結構でございます。登壇での質問は以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えをいたします。

この目標ということを私が発言をいたしておりますが、これは、東彼杵町の未来への投資を意味しまして、目標と表現したものでございます。

その法的根拠でございますが、東彼杵町まちづくり推進条例第 8 条、町の役割、それに第 5 次東彼杵町総合計画、町の振興計画に係る事業として予算を執行をいたしております。

次に、②のあったかなかった、議会承認なしということで前町長に違反はなかったということでございますが、この件につきましても前回お答えいたしたとおり違法はなかったということでございます。

次に監査委員さんの派遣のことでございますが、ふるさと交流センターにつきましても、前回お答えしたとおり間違いはなかったということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

大石議員の質問にお答えいたします。

12 月の定例会におきましてご指摘のように、そのように答弁したことは間違いありません。

続きまして 2 点目の質問、欠勤に関する処分についてお答えをいたします。

残りの欠勤 106 日に対してということですが、欠勤 106 日は、連続しておらずまとめて答えられませんので分けてお答えします。

前教育長の時は、平成 30 年 10 月 2 日以降の欠勤 80 日。

○——△——

106 日間の処分について審議をしたのかどうか。分けてということは。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 58 分）

再開（午前 9 時 59 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。教育長の答弁を許可します。

○教育長（粒崎秀人君）

前教育長の時に平成 30 年 10 月 2 日以降の欠勤 80 日について、処分審査会において審議がなされましたが、その結果については教育委員会に上程されず審議はなされていません。その後、改めて、私が教育長に就任してから審議をしている。

また、平成 31 年 11 月 20 日から欠勤 65 日と、私が教育長就任後の令和 2 年 7 月からの欠勤 9 日については、その欠勤日を含めて定例教育委員会で分限処分の審議をしております。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

おはようございます。代表監査委員の滝川でございます。

答弁の前に議長から許可をいただきましたので発言をお許してください。

本日は、東彼杵町の最高の執行機関である 3 月議会に出席をさせていただきました。このような大それた場合は、私、慣れておりませんし、ただいま大変緊張いたしておりますので、失礼なことがございましたら、どうぞ寛大な心でお許しをいただきたいと思います。

また、私たち監査委員は、日ごろから真摯にその監査業務を行っておりますが、この度、お二人の方から住民監査請求を出されまして、改めて、その監査業務に当たる襟を正す機会を頂いたことに対してお二方にお礼を申し上げたいと思います。

それでは、大石議員のご質問にお答えいたします。

昨年 11 月、住民監査請求が 2 件出され、監査委員が判断した結果に関連したご質問でございますが、まず、ソリッソリッソの施設契約に関する請求事案について、却下とした理由に、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、町に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならないという平成 6 年 9 月 8 日の最高裁判決文を引用している。では、今回の事案では、違法・不当な行為又は怠る事実があったという監査委員の見解と捉えていいのですかというご質問でございますが、そのような判断はいたしておりません。

次に、ふるさと交流センター派遣職員に関する請求事案について、棄却とした理由に、まちづくり課長の指揮・監督のもと、まちづくり課とふるさと交流センターの両業務を行っていたことは明白である。よって、ふるさと交流センターの業務に専ら従事したとは言えず、さらには東彼杵町が本件職員をふるさと交流センターでその事務に従事させることは、違法なものにはならないと判断するとされている。では、見方を変えて、まちづくり課長の指揮・監督は及んでいなかった。また、専ら従事していたということであれば違法であったという監査委員の見解になるのかというご質

問でございますが、見方を変える必要はございませんので、そのような見解はございません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

それでは、先ず住民監査請求のソリッソリッソ関連について質問していきます。

監査委員はこの却下とした理由を、私の質問に対しては、そういうあれからは、法的観点からは判断はしていないというご回答でありました。

では、一つずつ質問をしてまいります。今回住民の方からは、ソリッソリッソ施設契約について議会の承認が必要でありながら、前町長が行った専決処分は違法であるとして請求を出されたんですよね。しかし、監査委員は、今答弁されたようにそういった法的観点から判断されなかったとされているんですけど、この点については何も見解も述べておられません。なぜ、判断をされなかったのですか。その点をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

理由につきましてでございますが、最高裁判決については、町に損害をもたらさない行為は、住民監査請求の対象にならないという判例を引用したものでございまして、たとえとあるように、違法・不当な行為又は怠る事実がある、なしにかかわらず、町に損害がないと判断をしたものでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。

それでは資料②をご覧ください。最高裁判決文一部のみでございます。一番上の文章が、先ほど滝川監査委員が答弁された、引用された最高裁の文章でございます。これを理由として却下ということとされておられるわけです。

では、質問いたします。では、前町長渡邊悟氏の行われた一連の専決処分については違法性はなかったという点については判断をしなかったということなんですけれども、判断をしてください。この専決処分について違法性はあったのか、なかったのか。この点、今判断をされてください。お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

この度の請求案件に対して結果報告書を出しております。その結果報告書は、私一人の判断ではなくて、もう一方立山委員さんとの合議のもとに判断をいたしておりますので、ここで私が判断をすることはできません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

では、今、滝川監査委員、立山監査委員兩名の監査委員が判断された最高裁判決文、これすべてに、全文に目を通されたのですか、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

私たちがこの住民監査請求を受けた時に審査をする時に、その判断材料として議員皆様に議員必携という指導書があるように、私たち監査委員も監査必携、監査規定、また法令等を見て判断するような指導がなされております。

全文を読まれたのかということですが、監査必携に判例がございまして、違法でなければ監査請求の対象にならないということが明記してございますので、それを引用したままでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

監査必携、第一法規に一部記載された文章を引用されたということと受け賜りました。

それでは、資料①の資料をご覧ください。その一番下、3 項の監査請求の内容をご覧ください。

①では、当該行為を防止し、又は是正することと書いてあります。現時点で損害が発生しただけではありません、③の現時点で損害、監査委員の役目としては、当該行為を防止し、是正することも監査委員の重要な役目となっているわけです。

したがって、最高裁の判決文の一文だけを引用して、その法律、国が定めた自治法 242 条、これに目を向けることなくされたことはどうかということがあるんですけど。

では、弁護士の方にこの件で相談されたんですか、いかがですか。弁護士への相談です。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

そのようなことはいたしておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

専門家、弁護士の方に相談しておられないという答弁でありました。前教育長の時にもこのような事案がありました。その際、町当局は、間違った答弁をしておられました。私の主張に対して真逆の答弁をして、あとで、町当局が違っていたということを認められました。やはり、こういうのは、非常に、監査する専門的知見を要します。したがって、弁護士の方などに相談される必要性があったと思います。

ではもう一回②の資料をご覧ください。次は、真ん中の文章に、議会事務局から入手した最高裁判決文に目を転じてください。これも議会事務局からいただいた最高裁判決文です。当然、監査委

員も持っておられるはずで、より詳しく書いてあります。これも監査委員必携からあったやつです。この件については町や市の利益を守るための損害賠償請求ではありません。人格なき法人が受けた損害賠償責任のことであります。したがって、町が受けた損害、全然町以外の案件の最高裁判決文です。だから、町に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。これは当然のことです。

今回のソリソリソリソリ事案は、町が損害を受ける、あるいは受ける可能性があるという事案です。したがって、この最高裁の引用は、却下とされたことは極めて妥当性を欠くものであったとなるわけですよ。したがって、妥当性、私が説明したことに対して滝川監査委員、妥当性を欠くものであったと思われませんか。思う、思わない、この一点だけで良いです。答弁してください。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

思うか思わないかという、一点だけ、思わないということで答弁させていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

思わない。びっくりしますね。わかりました。これ以上は平行線になりますから言いませんけれど。

では、次の質問に変わります。昨年12月の定例会一般質問において、町長はこのように答弁しておられたんですよ、滝川監査委員。ひとつもこの公社や長咲プロジェクト協議会と3月まで契約の変更について交渉していく、今月なんですよ、このように答弁しておられた。

では、町長は、令和4年4月1日以降の家賃が担保されていない現在の契約が、町に損害を発生するおそれがあるから今月まで交渉すると言っておられるんですよ。損害が発生していなかったら交渉する必要性がないのであります。損害が発生する必要性があったから交渉していくと答弁しておられたんです。

この監査委員の通知文書は、非常にその視点から目を背けておられます。この町長の答弁と監査委員の通知文書は矛盾していませんか。いかかがですか。これも矛盾している、矛盾していないだけの答弁だけで結構です。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

矛盾している、矛盾していないの答弁は、差し控えさせていただいて。まず、本日今ここで大石議員が監査委員に対してご質問をなさっている趣旨をよく理解できていないのでございますが、審査の結果は、この請求の審査の結果は、結果通知書にすべて記載したとおりでございます。

請求人にはそれぞれ結果報告書にその理由をお知らせいたしております。大石議員におかれましては、請求人から監査委員の判断に不服であるのご相談を受けられてこの一般質問に及ばれたのではないかと推察いたしております。

住民監査請求において、町の監査委員、私たちが果たす役割は、審査の結果を出すまでござい

ます。請求人がその結果に不服がある場合は、住民訴訟を裁判所に提起できるようになっております。2月8日に請求人お一人から結果に対する問い合わせを頂きました。その中で。

○——△——

議長、私が質問しただけを答えて、時間がありませんから。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時16分）

再 開（午前10時17分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、一般質問を続けます。

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

それでは簡潔に。

監査請求の結果はすべて請求人に結果報告書でお知らせしているとおりでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

通知したから、納得していなかったら住民訴訟にもって行ってくださいというのは、それは、監査請求を出された方、町民の方が行うことであって、私は議員です。その結果に基づいて質問する権限があるんです、議員は。その質問に対して、そのことを柱としてこれ以上答弁できないというのだったら、何のためにここに出てこられたのか意味がわかりません。まあ、よろしいです。議論を尽くしても仕方がないので次の質問に行きます。

いずれにしても、監査委員は、町民の全体の利益を守ることが必要なんですよ。今回のこのソリソリソリソリの問題は、却下というのは門前払いなんですよ。全く審査もされておられない。こういうことで監査委員として、法律の方からも見ていない。ただ、最高裁の文章だけ。それも間違った引用である。これで門前払い。それで納得いかなかったらその住民の方は住民訴訟に持ち込めば良いではないか。あまりにも乱暴すぎると言わざるを得ません。

却下とされた通知文書は、これは訂正できるんですよ。できると書いてあります。訂正通知を出される考えはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

先ほども申し上げて、途中で止めたんですけど、不服があらわれる場合は住民訴訟ができるようになっておりまして。

○——△——

その結果はいいです。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

訴訟されたものと判断いたしております。

○——△——

議長、その件は質問していません。質問に答えてください。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

はい、監査委員の結果、結果が覆ることはございません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

そのように答弁されたら良いんです。

わかりました。

では、ふるさと交流センター派遣の方に移っていきます。

そういった見方をしていないという、違法であったか、違法でなかったかという答弁は、そんな見方をしていないということでございました。

では、資料 3 をご覧ください。人事異動内示です。この人事異動内示、令和 2 年 4 月 1 日の異動内示で、一番下にあります。新職ふるさと交流センター派遣、旧職まちづくり課企画係。これは明確にまちづくり課の職を完全に解いています。この人事異動内示から兼業ということは読み取れますか。いかがですか。これは立山監査委員に聞きます。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 20 分）

再 開（午前 10 時 24 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、一般質問を続けます。

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

では、資料 4 を見てください、東京高裁判決文です。

まず最初に、この判決文の①を引用されて、法律又は条例に特別の定めがある場合は地方公共団体（町）が町以外の団体へ職員を派遣し、その業務に従事させることは許されることは明らかとしておられます。そこで質問、ここで言う法律、条例に特別の定めとは、本町の場合、どの規定に該当しているのですか。その規定、すなわち町の条例はありますか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

条例はないと判断いたします。

ただ今のご質問でございますが、見解の 1 について資料を頂いております、見解の 1 についてで

ございますが。

○——△——

今は④の東京高裁、条例があるんですかと聞いている。だから今答弁されたやつで結構です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

東彼杵町の場合、そもそも法律に基づく条例は定めておりません。ないんです。したがって、監査委員の、ここに注記しておられる特別の定めという言葉はないんです。ないんだからこの東京高裁判決文の引用も矛盾している。不適切ということなんです。町にないんです。本当は作ってなければいけなかったんですよ、町が怠っていたんですよ。そして派遣してしまう。

まちづくり課長の指揮・監督がふるさと交流センターに及んでいたかという視点で質問していきます。では、また同じ質問、④の東京高裁を見てください。上から②の、町の事務と同一視得るような今度は特段、特段の事情が認められ、かつ、今度はかつですよ、併せて職員に対する地方公共団体（町）の指揮監督が及んでいると認められるような場合であれば、それは違法となりませんよと、こういうふうに書いてあります。

では、まあ特段は良いですよ、指揮・監督が及んでいると言えるんですか、滝川監査委員。

○議長（吉永秀俊君）

代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

今のご質問の前に、その前に質問されたことに、ちょっと加えて答弁させていただきたいんですが、特別の定めがある場合を引用したかということでございますが、この後に、この判例には、また、法律及び条例に特別の定めがない場合であってもという判例が続いておりますので、そのようにご理解を賜りたいと思います。

それから、職員の、町の指揮・監督が及んでいるという判断をした理由ですね。それは、結果通知書にこれも記載しておりますが、実態として、実態としてです。会長は東彼杵町長、事務局長はまちづくり課長が兼務しており、派遣されている職員の人事管理についても、給与等の支給、休暇申請、時間外の勤務申請など、所属長であるまちづくり課長、又は総務課長まで申請をして決裁を受けておりました。

○——△——

わかりました。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

よろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

そこなんです、そこ。まちづくり課長の決裁を受けていたというところがおかしいんですよ。もう、そもそも人事発令通知に完全に職を解いているのに、なぜまちづくり課長の決裁を受けなければいけないのかというのが第一点なんです。

それから、町長はふるさと交流センターの会長であると言うけれど、これもおかしいんですよ。これは、ふるさと交流センターの会則に代議員というのがあります。代議員は滝川監査委員も代議員ですよ。いかがですか。

○——△——

そうです。

○5 番（大石俊郎君）

それで、その代議員はどうやって決まるかという、資料を見てください。資料の⑥、⑥の資料。⑥の資料の一番下、第 17 条に代議員は総会において選出するとなっているんです。この総会が、このふるさと交流センター発足して以来 1 回たりとも開催されておりません。ということは、すなわち、代議員は、今おられる代議員は効力を発揮しないということなんですよ、そもそも。1 回も開かれていません。そういった開かれていない正規の代議員が、なぜ、代議員会において総会に代えてやり、勝手に代議員を決めたり役員を決めたりすることができるか、これは完全に矛盾しているんですよ、そもそも。だから、このスタートが完全に間違っていたんです。それで、会費を納めている人、会員もたくさんあたりました。みんな知りません。会則がどうなっているかもらっていません。ただ、年間の会費を集金に来る時にだけ来るという答弁です。144 名の会員がおられるけれど、これでは会員の方を無視している会則と言わざるを得ません。したがって、この件は結構です。

いずれにしても、今、滝川監査委員、立山監査委員両員が合議で決められたやつは、そもそもそういった指揮・監督が及んでいないんです。無効なんですよ。だから、そういった観点から、もう、監査委員の作られた通知文書は不当なものというふうに言わざるを得ないわけでありまして。

まだ時間がありますから次に行きます。次の大きな 2 番目にします。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 32 分）

再 開（午前 10 時 34 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

大きな 2 番目の質問にまいります。

まず町長の答弁について、これは、町長はその 1900 万円どうしたかということは未来への投資、条例に振興計画、その辺のところがあったから 1900 万円をそこに投資したということなんですけれど、そもそも私は議員になっていない平成 27 年 2 月議会の時には、前町長はこういったことを説明しておられないんですよ、予算の時に。ここが問題だから言っているわけなんですよ。ここは

きちっと説明されて、岡田町長が当時町長であって説明されたらよかったですけれど、当時、渡邊前町長は、今、岡田町長が言っていることをきちっと予算の時に説明しておられないし、議会の議決も得られなかったから聞いているわけであります。まあ、よろしいです。

次に質問を進めていきます。町長がふるさと交流センター派遣職員に対して、ひとことものの公社に弁当配達事業として約12時間、九州電力との新しい新事業に約12日間業務を命じておられました。町長が下された命令、指示、これは適切であったと言えるんですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、私の判断でそういう弁当の配達も商工会が主催してされて、実際お金を出していただけないかという話がありましたものですから人的に応援をしますということで、先ほど大石議員がおっしゃったように12時間そこに居て、これは間違いないと私は思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

それは、命じたことは町長として命じられたんですか。ふるさと交流センター会長として命じたのですか。どちらですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このふるさと交流センターは、先ほどおっしゃいましたように元々町にあった観光系の職員が場所を移動ただけでございますので。そういうことで、私は町長として命令をいたしました。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

資料5をご覧ください。この資料は、これはまちづくり課長が説明されたために、総務厚生常任委員会の時に説明された時作成された資料でございます。一番下に手書きですけど、町とふるさと交流センターの関係を示す条例等はありません。別団体なので。これはまちづくり課長確認ということが書いてあります。これは別団体ですから町長が命ずることができないのではないですか、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ずふるさと交流センターにやったのも、私が、本当はまちづくり課だったんですけど、職員の派遣を、そっちの方で仕事をするということでやりました。それが派遣ですね。

条例がないじゃないかとおっしゃったのは、私は、ちょっとこれには反論をさせていただいてよろしいですか。

○——△——

それはあとで。

○町長（岡田伊一郎君）

あとで。

ですから、ここは交流センターと言えども、元々、歴史的に観光協会。ここは町が持っていて名前を変えられたから、私は次は観光協会に替えたいということで、今、話を皆さんに持ちかけております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長、勘違いしておられますよ。町にあった観光協会、これは平成 27 年にふるさと交流センターが発足した時に廃止になっているんですよ。そして、新たに別団体の組織として発足したんですよ、平成 27 年 2 月の時点ですよ。だから、これも前渡邊町長はどういう答弁をしておられるかというと、試行としてやっていくということですよ。あとで質問しますけれど、試行なんですよ。まだ試しに行くなんですよ。まだ正式ではないんです。それも、目途も 3 年と言っています。もう 3 年も過ぎました。本当はその試行も決着しなければいけないんですよ、新しく。

だから、今回、その地点に立って、この前まちづくり課長に申しあげましたけれど、そういった原点に返って、もう一度、ふるさと交流センターはどうあるべきなのか、観光協会はどうあるべきなのかを、会則も含めて仕組みも含めて、もう一回原点に立ち返ってやり直さなければいけないんですよ。このふるさと交流センター会則自体が矛盾だらけの、ざるみたいな会則なんです。だからおかしくなっているんです。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その点につきましても先ほど申しあげましたように再度考慮して検討しております。今度は道の駅の関連も出てきますので。そういうことで、また一から戻って私は私なりに提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

では、質問の仕方を変えますよ。人事異動内示を出されました。人事異動内示までを出してふるさと交流センターに派遣する必要性は一体何だったんですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この点につきましては、私は、昨年 3 月議会で、議員さんの方からちょっと充実をせよと言われて、私は 4 月から充実をしたいということで本当はやりました。そこのふるさと交流センターに、役場の人間をですね、そういうことであります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

確かに議会から出ました、充実せよと。その充実せよということと今回のやり方はちょっと違うんですよ。まちづくり課に席を置いたまま、その目的を達成することができますよね。近いんですから。それが長崎とか佐世保だったらいざしらず。出勤簿も休暇も、滝川監査委員が言われたように決裁しているんでしょう。では、まちづくり課に置いておいて今日はふるさと交流センターに行って来いと言えばよかったですではないですか。なぜそうされなかった。法律違反の疑いまで、犯してまでもそこまでされた理由は、私は理解できないんですよ。町長、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、そこは法律違反とは考えていないということです。先ほど条例がないとおっしゃいましたが、ここは公益法人でもないんです。だから、派遣法というのは公益法人でなければ適用できない。だから、私は、議会だよりも書いてありましたけれど、役場内部の人事の動かし方で派遣ということでやりました。1年間の仕事の目標とかを職員に出させて、そういう仕事をしたいということで動きやすいようにそっちにやったということでございます。これもただ、1年の派遣ということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長は派遣、派遣であると。正式な組織団体、一般社団法人でもないということをおられるんですけど、今の町長の答弁に納得しましたと言うわけにはいかないんですけど、これは町長も副町長も昨年11月にこれは派遣ではないと、町内異動ということをおられましたよね。この発言は間違いないですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

間違いないです。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これは派遣ではない、町内異動である。また今度は派遣である。戻している。なにか意味がわからない。これは一般町民が聞いたらわけがわかりませんよ。最初は派遣、派遣ではない、町内異動である。町内異動か、いや町内異動ではない、また派遣に戻す。こんなくらくら変わるような答弁は理解できません。

今度は、ふるさと交流センター会則に戻るんですけど、先ほど代議員、目標を言いました、今の代議員は正当と思われませんか、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

代議員におきましては、大石議員ご指摘の第 17 条におきまして、ご示しのおり代議員は、総会において選出となっております。総会での議案としての代議員の選任は、これまで、私が 5 年間遡りましたが議案としてございませんでした。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

そうなんです。私も、一回も総会に参加したことはありません、会員ですけど。そして、最近の総会の資料を入手しました。それに代議員は 2 年となっているんですね、任期は。その任期 2 年という定めについても代議員の案件は議題として上がっていません。役員は上がっていますよ。代議員の選出というのは、一回も問題提起されておられません。

したがって、代議員は正当に選ばれておりません。正当に選ばれていない総会が、したがって無効である。無効であるから、そこで選ばれた会長、岡田町長とか、事務局長、岡田半二郎課長あたりも無効ということなんですよ。

したがって、先ほどより監査委員が言われている両方のまちづくり課長の指揮・統率を受けたということもおかしいということになっているんです。

だから、そもそも、私は何回も言いますけれど、このふるさと交流センターを発足した当時、前渡邊町長がきちんとされていなかった。だから、その時にいた課長クラス、当時担当者はどなたかわかりませんが、そういう人たちが、しっかりと、このふるさと交流センターを発足する時にしっかりと新しい会則を作る。代議員を、少なくとも一回は皆さんを呼んで、全員来るのは無理でしょうけれど、やって、スタートしていなかったというところに、このふるさと交流センターの非常に問題点があったわけでございます。

それで、先ほど町長が言ったように、今回ふるさと交流センターを観光協会に名前を替えるということを申し上げておられます。それだけでは、名前だけではなくてふるさと交流センターの組織、会則も含めて、この前まちづくり課長も答弁しておられました、総務厚生常任委員会の時に。やはりこういった視点でもう一回検討をしていただけるかどうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、私も役場に居る時に、昔、経済課とか産業振興課があって観光協会もそこで兼務をしていたものですから、こういう交流センターができてきた時は、私も議員でした、確かに。しかし、ここをもっと深く見直さなければいけなかったのは誠に申し訳ないと思っております。

今後はそういう形で、もう一回再度スタート地点に戻って会則なり、構成員なり検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

資料7を見てください。町長は派遣できるとされている条例です、町の条例。この条例を見てもらっていいように、職務に専念する義務を免除されているんですね。①から④まであります。研修を受ける場合、厚生活動。あるいは公益を目的とする団体、これも非常勤ですよ。常勤ではないんですよ。1年間ずっと朝から晩までいくというのはまさに常勤ではないですか。

これでもって、岡田町長、派遣しているというのは非常に無理があると思いませんか、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、言葉が、言葉。派遣とか出向とか、動くときに行政が使う言葉ではあるんですよ。だから、先ほど言いましたように、公益法人ではないから該当しない、派遣業法が適用しないということで私は言いましたけれど、確かに、仕事は役場のまちづくり課の仕事もしています、向こうに行っていますけれど。当然、それはそうですね、定住促進とかそういうものも含めて仕事をしていますから、ずっと向こうに行っているわけではないということで、私が判断をしたということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

であれば、さっきから何回も言いますけれど、人事発令通知がそもそも間違っていますよ。完全にまちづくり課の職を外しているのではないですか。だから、まちづくり課に席を置いたままふるさと交流センターに、指示をして、その都度、必要な時にまちづくり課長が今日行って来いと指示をする。町長は命じなくてもよかったんですよ。課長は指示命令を出せた。なぜそんなめんどくさいことを。恐らく文書とかで、ソリッソリッソ、ひとことも公社に派遣をした時の、九州電力の約12日間、あるいは弁当、鯨便の約12時間、文書で命令、指示を出しておられるのですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

文書は出しておりません。出しておりませんがチェックはしております、その、九電のくじらの髭というのは、89時間、14日間ということで回答させていただいております。この辺は毎回報告を受けて、まちづくり課長にきて、私に決裁を上げています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今回パンフレットをもらって私も見ました、長崎新聞に入っていたやつを。営利目的ですよ。商いですよ。商いに町の職員を派遣して仕事をさせることはできるんですか。これはいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えとしては、まちづくりの一環としてそういうことで。今度の九電の方は行政は一円もお金は出しません。九電の方から数千万円の事業をされる予定です。ですから、私の考えとしてはまちづくりの一環として。今までも店もいっぱい来られているし、定住人口も増えたということも観点ではあります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

前渡邊町長も、何かあったらまちづくり、まちづくりということで逃げておられました。まちづくりの名の下に何でもできると思ったら、何も作る必要はないではないですか。やはり、ここは法律とか町の条例、規則に基づいてきちんとやらないと。前の町長も、倉庫の改修はできないとまちづくりの規則になっている、いや、規則をゆるくしています、まちづくりだから。こういった答弁をしておられました。それから、町民と書いてありました、昔は町民でなければいけないと言っているのに、いや、町民とは書いてあるけれど、町外の人では駄目とは書いてありませんといった答弁をした課長もおられました。無茶苦茶ですよ。

まちづくりの名の下に、そういうことが何でもできるとしたら規則も何もいらぬということになります。やはり、規則に基づいてまちづくりを進めていく、こういう規範意識が薄いと思います。

教育長の方にお聞きします。最後の質問です。教育長、給料の半減、減額はされましたか。休職がかなり延びていましたよね。195 日間。半減にされていますか、どこかで。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

休職についてですか、病気休暇。

○——△——

病気休暇。

○教育長（粒崎秀人君）

半減しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。最後の質問です。

○5 番（大石俊郎君）

見てください、給料の半減に関する規則というのがございます。90 日を超えた場合、半額にしなければいけないんですよ。これをしていないとなると、これも監査委員の役目です。ここを見落としていなかった。ずっと 100%やっていたということは、これは大きな問題ですよ。いいですか、

これもある町民の方から出るかどうかわかりませんが、監査請求が出ると思います。

こういったところをきちっと、やはり職員さんたちは規則を見て、適正にやっていかないと。これはさっき言った町民全体の利益に関する事なんです。払っていけないことを払ってしまうと、これは町民が受けるんです、損害を。いかがですか。最後の質問です。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

12月の議会でも答弁しましたが、この病気休暇の通算については、規則の第21条に90日以内に再び病気休暇を受けようとするということになっておりますので、90日を超えていないと判断しております。

○——△——

違うんですよ。

○議長（吉永秀俊君）

以上で5番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時53分）

再開（午前11時06分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、定刻前ですが、皆さんお揃いのご様子でございますので、休憩前に戻り、一般質問を再開したいと思います。

次に、10番議員、橋村孝彦君の質問を許します。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

おはようございます。今回、私は、いこいの広場の売却についてでございます。穏やかな雰囲気の中で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、昨年来よりコロナ禍による影響は、国内のみならず全世界に大きな影響を与えております。特に、経済的損失は計り知れないものがあります。民間企業では、すでに事業縮小や倒産が相次いでおります。結果的に影響を受けるのは民間企業の労働者、一般庶民であります。

終息が遅延すれば国や地方の税収減や負担増などによる財政状況の悪化が懸念されます。政治の間違った選択により負の遺産を後世に残すべきではありません。

さて、今回は今後の財政状況を鑑みながら、いかに健全性を保てるかということを念頭に置きながらお尋ねいたします。

先の全員協議会で説明がありましたが、いこいの広場の売却でございますが、私は、その時安売りはしないでいただきたいと申しました。それは当然、売却による今後の財政貢献を期待したからであります。しかしながら、よく考えると、当該施設への売却は一時的な収入で他ならないと考えられます。本町の財産とも言うべき施設を安易に売却するにはあまりにも短絡的と言わざるを得ません。このいこいの広場を開設した当事者たちの御苦労に思いを馳せれば心するところがあります。

また、いこいの広場の存続に期待していた人も多く、そういった声も多く聞きます。本来ならば休園する前にいかに有効活用することを議論すべきであったと今更ながら思う次第であります。

休園したものを今更再開園の議論をするものではございませんが、売却するにしても、せめて、売却による一時的収入に託すのではなく、未来に向け継続的収入が望める企業や施設等を選択すべきと考えます。

先般説明がありました福祉関連施設を否定するものではありませんが、福祉施設は補助金の発生は想定されても固定資産税の非課税や収益事業の法人税率の優遇処置などがあります。したがって、継続的税収は限りなく望めないと言えるでしょう。

そこで思いついたのがファロスファーム（養豚場）でございます。当該施設の経緯は今更述べることなく皆さん御承知のことと思いますが、当初は、農学園跡地へ進出を希望されておりましたが、地元の反対で頓挫した経緯があります。当該施設は、最新施設を完備され臭気排水等の環境対策は問題ないことは確認されております。

また、地域貢献も積極的に活動され、既存施設の近隣住民の皆様方も好意的に受け止められておられました。当社は、本町進出を全くあきらめたということではなく、できれば本町、若しくは近隣地区への進出を希望されると聞き及んでおります。仮に、本町に進出いただければ、初期投資額及び将来的継続的税収、地域貢献等計り知れない利益を生むことを想定されます。本町は、今後、役場庁舎改築若しくは新設が真近に迫っております。しかしながら、昨今のコロナ対策の負担金等も相まって財政状況は厳しい状況と言っても過言ではないでしょう。

役場庁舎建て替え費用が、将来負担比率の増加となり後世に残すことも考えられます。であるなら、何をもって財源確保するか模索すべきであって、町長の政策決定が本町の未来に大きな影響を与えます。その好機が目の前にあります。多くの人が、多くの町民が、あるいは多くの議員が期待するファロスファームの進出選定は全くないのか次にお尋ねいたします。

①いこいの広場の開設年月日、何年経ったのか。②初期投資額及び経年投資額。③管理委託料の推移及び総委託費。④総来場者数及び総収入。この総収入は管理受託者にいく分ですから、おわかりになればお願いします。⑤売却にあたって公募はしたのか。⑥なぜ売するのか。⑦当該福祉関連施設の初期投資額。⑧当該福祉関連施設の想定される町民法人税。以上でございます。よろしく願いいたします。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは橋村議員の質問にお答えいたします。

ファロスファームの件ですが、会社の方からこちらの方にまた話がございまして、令和2年11月26日に現地の調査が行われております。それに役場の方から副町長と農林水産課長が随行して、各場所を視察をされております。ですから、なくなったということではございません。ただ、しかし今、会社の方でお尋ねをいたしますと、東日本から発生した豚熱、これが西日本に移ってきており、農場がある鳥取県まで約60kmまで迫っているということです、豚熱がですね。ですから、ワクチンを打つことになると、子豚の九州や四国への移動が禁止される可能性が高いということで、そうなった場合、今のところその先のことがまだちょっと検討がつかないということで、鹿児島の方も預託農場の方を改修される予定でしたが、そちらも断念されております。

今すぐここに進出するかしないかではなくて、会社としてはやはり状況を見てもらえるというこ

とですね。ですから、地形的に東彼杵町はどうかかなと。そのいこいの広場だけではありません。もっと全面的にです。視察をされておりますので、詳細なことがありましたら副町長か農林水産課長に説明をさせますのでよろしくお願いたします。

それでは、①いこいの広場の開設年月日でございます。昭和 57 年 8 月 7 日に開設をされておりました、開業年数は 38 年間でございます。約 38 年。

初期投資額及び経年投資額でございますが、初期当時額は 2 億 1274 万 3000 円です。経年投資額は、補修費まで含めまして 3 億 260 万 5690 円と積算をされております。

それから、管理委託の推移及び総委託額でございますが、管理委託の推移では、昭和 57 年度の開設から翌年の昭和 58 年度までの 2 年間は雇用促進事業団が管理委託を受け、昭和 59 年度からは、財団法人東彼杵町振興公社が設立され、管理委託が行われております。そして、平成 18 年 8 月 31 日までの 22 年 5 か月間、管理が、委託が行われております。この後は指定管理者制度によりまして、管理委託が行われ、指定管理者となったクリアーウォーターが平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年 7 か月間続いて、新たな指定管理者となられた緑の会が平成 20 年 4 月 1 日から引き続き平成 28 年 11 月 30 日までの 8 年 8 か月間続いて、新たな指定管理者となった株式会社パパスアンドママスが平成 29 年 2 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までの 3 年間を管理しております。総委託金額としましては 2 億 3602 万 5685 円となっております。

それから④の総来場者数及び総収入ですが、総来場者数は、施設利用者延べ人数でのデータとなりますが、88 万 127 人です。総収入は、利用料等の 1 億 9810 万 1409 円となっております。

売却に当たって公募はしたのかということでございますが、現段階で公募は行っておりません。

なぜ売るとかというご質問でございますが、まだ売る又は売りたいという判断は行っておりません。現時点では、有償譲渡の相談があったため跡地活用の選択として検討を行いたいという段階であり、跡地活用に向けては、まだ評価額調査や施設整備等に活用したこれまでの補助金等の精査や関係諸官庁への確認と協議等の整理を行う必要がありますので、今の時点では決定したわけではございません。

⑦の当該福祉関連施設初期投資額でございますが、初期投資額は、現時点では未定となっております。なお、現段階では有機栽培による原木しいたけ栽培に係る費用程度 100 万円ではありますが、事業計画としては、現在の施設や環境を最大限生かしたいという意向があらわれ、形状や環境を大きく変えるような整備はないとのことであります。

また、今後の町からの対応を待って、事前調査等への理解や協力が得られれば、現地調査を行い詳細な事業計画を立てたいとおっしゃっております。

それと、法人町民税の件ですが、未だ明確にわかっておりませんが、野村メディカルという会社でございますが、法人税割がどのくらいになるのかはわかりませんが、法人の利益が 2000 万円ぐらいなら 10 万円ぐらいになるかと思っております。2000 万円ですね、利益がですね。また、投資などで利益が出ない場合も多く、その場合は法人税割は 0 となります。

ファロスファームが前回、税財政課長が今日は出席していませんが、報告をいたしておりますのは、ホームページ上で 10 億から 20 億円の経常利益が確認できたことから 200 万から 300 万円の税収が期待できると回答いたしております。

また、30 億円投資するという話があったことから初年度 3000 万円程度見込んでいますと前回回答

していると思います。

質問には上がっていませんが、固定資産税につきまして、もし売却した場合 70 万円程度、これはセンターハウスの建物を含んでおります。

それと、先ほど法人税が非課税であるということの意味をおっしゃられましたが、社会福祉法人は通常非課税ですから、今回は株式会社若しくは医療法人で運営されると考えておりました、非課税にはならないと考えております。キャンプ場運営等もされれば福祉事業でないため、それも課税になるということでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

先ほどの町長のお話の中で、ファロスファームが視察に来ておられるという話でしたけれど、何が、鳥取か島根まで来たと言われましたかね、病気の。ちょっとよく聞こえなかったんですけど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

豚熱というか、病気があるんですね、そういう病気が。そういうことで移動がまだ制限をされているという報告を受けています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

豚熱が、現状ではそういったことが心配されている、未知数であるという話ですけど。仮定の話として、仮定の話と言え、お答えできないと言われるかもしれませんが、前提として豚熱が終了した、問題なくなったということを前提としてこれからお尋ねしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この 1 から 4 までにつきましては、従前にも似たようなことをお尋ねしたことがあると思うんですよ。ですから、再びということで申し訳なかったんですけど、これから私が質問することの参考資料として、比較対象資料としてのいうことでございますので、これにつきましては、特段の再質問はしませんけれど、5、6、7、8 の関連としてお尋ねしますのでよろしく願いいたします。

なぜ売るとかということで、まだ確定していないということなんですよ。それはもう当然でしょうけれど、私の一般質問は、この間全員協議会でお話があった時点で、売却を前提に話が進められているのかなということを前提として、実はお尋ねしたいと思います。ですから、もしこれが、議会が承認をすれば売ることになるわけですから、そこを前提としてお尋ねしますけれど。

なぜ売るとかということでございますけれど、これは、なぜ閉園したのかということと同意語としてご理解いただければと思います。

まず、この閉園ですけど、当初の閉園理由は町民の利用が少ないからと、我々議会にはそういう説明がございましたよね。これは結局、維持管理費とか経費とか、そういったものを出しても委託費あたりも含めて、町への収入が少ないなど、こういったことを勘案すれば話しにならないと言いますか、お金にならない、あるいは町民への利益が少ない。そういうふうに解釈しましたけれど、

そういうことですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうこともございますが、もう一点、維持管理費に莫大なお金がかかるということございまして、今、利用も少ない。おまけに請け負られた業者が他所の町、うちの町ではなくということで、やはり税金としても向こうに行くのではないかなと思ひまして、私が判断をさせていただいたということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

おっしゃるように、この町外の方が最終的に受託されましたけれど、あの時点でいけば前の町内の方々がされている時と、ちょっとかなり変わったなという思いがありまして、できれば町内の人にしてほしかったなということは今も私の中には頭にあるんですけど。

では、これから、先ほどご説明いただいた1から4の、こういう推移、あるいは数字等々を見てみて読み取れるのは、開園当初のコンセプトは、収益事業ではなくていこいの広場、人間にとって必要な癒しの場としての提供、つまり費用対効果は想定外だったのだろうということがこれでは読み取れるわけですね。

では、今、町長がおっしゃった、より費用対効果なるものを理由として閉園したのであれば、これは初期コンセプトと言えますか、否定若しくはリセットしたということになりますよね。であるならば、新たなコンセプトなり目的なり、そういったものを設定しなければならないが、それが全く議会とかの議論もなく、あるいはパブリックコメントも求めることもなくて、さっきのお話でいけば公募はしていないという話でしょう。これはちょっと、今ずっと聞いていて思ったんですけど、一連の流れからすれば、ちょっと理論的な整合性がないのかな、一貫性と言いますか、がないのかなという感じはまず受けたんですけど、短絡的と失礼な言い方をしましたけれど。そこら辺についてはどう思いますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

癒しの場の効果というのは十分わかっておりますが、今、現実見ている子供さんも大崎公園とか大村とか、近くに行かれていますから、町の利用をそのまま残して、果たしてリラクゼーションとか効果があるのかなと私は考えました。

そういう意見もございまして、やはり、今、町としてそういう財産を抱えていけるのかなと思ひましたものですから。

例えば、先に行きますけれど、公募はしていませんけれど、なぜ売るとか、売らないとかはまだしていない。逆に言えば、借用でもそういう条件が出てくればそういうことも考えられるのかなと思ひて、まだ、皆さんに案件が出てくるたびにお諮りをさせていただきたいと思ひております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

おっしゃるように、売るにしても、売らないにしても、色んな方法はあると思うんですね。PFI だとか、クラウドファンディング、今流行りの。そういったものを、そのような閉園の前にそういう選択肢はなかったのか、これからもないのか、そこら辺についてはどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

閉園の前は、その活用方法を議会でも質問がありましたが、いろんな方法を提案していただいておりますが、私が、まだそこまで至らなくて、とりあえずやめて、リセットしてスタートをしたということ、議員さんからも質問があったようなこともありまして検討をしたということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

先ほどのお答えの中に初期投資額等のお話もありましたけれど、これは確定していないのでお答えできればということで私も準備をしていたんですけど、それは先ほどお聞きしたのでいいですけど、これは収益事業に係る、先ほど福祉施設には当たらないよというご指摘なんですけれど、この事業計画書なるものを見てみますと、これはどう考えたって福祉施設ですよ。ここに事業内容は、確かに会社は野村メディカルです、民間事業ですよ。しかし、いこいの広場とする事業。

そして、この事業計画、新たに詳細な事業計画書を提出するようなお話がございましたけれど、少なくとも事業計画書、やはり承認権を持つ議会に、当初、事業計画書を出すのであれば、こういうのは事業計画書になっていないんですよ。それで、例えば、税が発生しない民間企業だというお話がありますけれど、障がい者就労のための計画でしょう。フォレスト事業所、有機栽培原木しいたけ栽培、キャンプ場整備。ここら辺は、要するに障がい者を使ってするということでしょう。ですから、この野村メディカルさんを見ますと、そういった収益事業等も行っておられますけれど、これから読み取れるのは福祉事業に進出するんだよというのが見え見えではないですか。どうなんですか、事業計画書についてもう少し最初から一番大事な部分、収益に関わる部分、ここら辺が全く未知数なんです。なぜ、その議会に提出する前に、じゃあやっぱり議会の理解は得られないよというあれはなかったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそれは申し訳なく思っておりますが、まだこちらもいこいの広場の評価もしていませんし、補助の年限も調べておりませんので、一応そういった話があったということを私は先にお知らせをしたいということで何もありませんが、最初に申しましたように、いこいの広場に今度鍵をお借りして入って、現地を見てぴしっとそういう事業をしたい、こういうのを出したいとおっしゃって

いるものですから。暫時順番を踏んで議会にその都度報告を、私としては、まとまってからぼんと出すのではなくて、やはり地元とも協議をしなければいけませんので、先ず議員さんにお話をして地元の意見も聞いたりしながらいっております。

もう一点出てきましたのが、中岳地区から演習場近くの水路、それに4月から11月の間整備に入らせてくださいという条件もございまして、その辺も確認をしなければいけない。ですから、もろもろやはり順番を踏んで、皆さん方、議員さんにまずお知らせをして地域に入りたいということで概略説明をさせていただいたということです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

ですから、おっしゃるように当初からそういった説明、事業計画書のぴしゃっとしたものを出してもらわないと、我々は議会サイドとしてはそうはいかないよとなってしまいうんですよ。それが手順と私は思うんですよね。

それで、今、お話の中で、縷々あったけれど、仮定としてそこが進出してきたとしますよね。本町にとってプラス要因というのはどのようなことが考えられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

プラス要因としては、法人税等も法人町民税等もありますけれど、従業員を雇用をしたいと、したいけどか何とかのあれに、近くの人を。そういうことも話を伺っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

たぶん、障がい者はそんなに、実は多くないと思うんですよ。しかし、町内においては福祉施設はいっぱいあるわけですよ。これと似たような施設もありますよね。どちらかという福祉施設に関しましては、たくさん増えつつある中で入居者の取り合いと言いますか、過剰になって、要するに町内の既存の事業者がちょっと少し経営難になるとか、そういったことは考えられませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

野村メディカルさんは、通所でございまして、大村市にはそういうグループホームとかかされていきますけれど、こっちはバスで通って作業をされて、そしてまた戻られるということで、町内の福祉事業の方の圧迫は考えられないと私は思っております。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

いや、町内のそういうところの人たちは通所、マイクロバス送迎されている所がありますよ。だから、そういう所もありますから、そこまで深く言わなくていいかもしれませんが、そういう

ことをある程度想定されるんですよ。今お答えになられましたけれど、かなり、過当競争に私はなると思っています。それは見解の違いですからいいです。

それでは、視点を変えてちょっとお尋ねしたい。予算概要書がありますけれど、そこに予算編成にあたりというのがあるって、お聞きいただけますかね、これは2ページ目です。こういうことが書いてあるんですね。抜粋でいきますよね。継続的で安定的な財政運営の確立に努めてきました云々という、本年になって、去年からですけど新型コロナウイルス感染症の影響による町民税の減が見込まれるなど、依然として厳しい財政運営を強いられています。云々であって、そういうことを書いてあって、年々厳しさが増していくことが予想されると書いてあります。そのため、建設事業、起債事業の抑制、補助事業の見直し、委託事業などを可能な限り縮小し、としてありますね。歳入規模に合った財政規模への転換をはかり、この厳しい財政状況を乗り切ることが必要であると書いてあるんですよ。

これで、例えば見てみますと、これは私もまさにそのますます衰退するだろうというところ、減少するだろうという考え方は私と同じですけど、私はこれに対して、ではこれから財源確保をいかにすべきかということを私は提案したいと思っているんですよ。

例えば、今、地方創生の名の下に国から様々な支援策、補助金がございますよね。これというのは、今後、地方公共団体というのは、地方は少子高齢化に事業減少などでますます衰退するだろうと、だから今のうちに何とかしなければいけませんよ。だから国も支援しましょうということなんですよね。その中でふるさと納税もそうでしょうし、移住者の推進もそうでしょう。人口増対策もそうなんです。つまりこれはプラス思考なんです。例えば、移住者の方々に補助金をもって開業、起業をされた方が本町はたくさんいらっしゃいますよね。実は、これは大いに結構なことだと私思うんですよ。つまり、これの究極というか最終的な目的は何であるかと言ったら、これは最終的に人口増と税収アップに期待してあるということだと思ふんですよ。ですから、これは儲かってもらわないといけないんですよ。補助金をもらって起業された方は、私は、そういうことを期待されている補助金と思っているんですよ。だから、これは極力、やはりこれからも我々は協力しながらしていかないとと思っているんですけど。

じゃあ、そこから見れば、私の勝手な解釈なんですけれど、これからはやはり地方公共団体も財源確保を目指しなさいと。できれば自立するような形でもっていきなさいよというふうな、これは私の勝手な解釈なんですけれど、町長の考え方はどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度決算も出ますけれど、今のところ町の財政はそこまでいっていません。と言いますのは、結構余裕が出てきたということで、コロナで出張とかが減ってしまって使えません。

橋村議員がおっしゃったように、今度、私は、計画的に企業誘致も構想を考えておりますので、そういう形で雇用者も増やしていきたいということで、今、交渉を今から続けて、まだ発表はできませんけれど、水面下で交渉を続けていきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

ちょっと町長の答弁でいくと、うちはまだ大丈夫なんだよと聞こえるんですね、お金はいっぱいありますよと。そうなんですか。そうならそれでいいんですけど。当然、こういう企業誘致あたりも大いにやっていただきたいと思いますよ。定義で言えば郊外とかなんとか、優良なところで。

（36：36）

先ほどのお話の中で、私は豚熱が終息、終焉したということを前提にお話をしましたけれど、では、私はこれが終焉した、終わったとなれば絶好の機会というのがある、目の前に。私は、ファロスファームということをお願いなんですけれど、ここは交付金の支出はなくて、継続的収入が望めます。どちらが納税的、あるいは先ほど言いました地方創生的貢献が大きいかということを行っています。ですから、町長のあの時の言葉に、選択と集中という言葉は何回か聞いたことがありますけれど、これに関して町長の選択と集中は介在しないのか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、このファロスファームさんは、まず水源の近くで、いくら水が綺麗でも生理的に嫌だとおっしゃればしないということで判断をいたしました。しかしながら、会社としては条件が合うところがあればということで視察に見えておりますので、もしお許しをいただければ副町長か農林水産課長に視察の状況を言わせてもらっていいですか。

○——△——

どこの視察。

○町長（岡田伊一郎君）

ファロスファームが来ましたから、町内に。

○——△——

それは行ったではないですか私たち。

○町長（岡田伊一郎君）

よろしいですかね。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

昨年11月26日でしたけれども、ファロスファームの西海部長さん、さいかいと書いて西海部長さんがお見えになりました。町内、音琴地区は回りませんでしたけれど、一応国道34号線から千綿寄り、全部町内をぐるりと回ったんですけど、その中でいこいの広場も一応見てはいただきました。あそこは10haぐらいございまして、その8割ぐらいが保護になっておりまして、木も切れない状況でございましたので、その中で面積が足りるかどうかなという形で聞いております。今の運動場とかテニスコートとかありますので、面積については何とか足りるのかなというふうな答えでございました。ただ1点、龍頭泉に近いということもございまして、排水の問題もあって、住

民感情を逆なでするようなことにもなるのかなというふうなこともございました。

その他に中岳の郷山とか見ていただきましたけれど、そこもやはり、どうしても龍頭泉に水が流れ込みますので、その排水問題とか。面積的にはあそこの郷山でも足りるかというふうなことでございました。

それから、地名を出せばちょっと後々の問題にもなるので出しませんが、あと3か所ほど視察をいたしました。そこについてはこれでいけますけれど、用地交渉ができるかというふうなこととか、地権者が多いのではないとか、そんなこともございました。

現在、言ってしまう場所を言うことになりまして、うちで一番上の地区辺りについても面積は足りるのではないかなということでございました。あそこも流末は龍頭泉に流れ込みますので。やはり、そこら辺が一番問題かなという状況でございました。内容については以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

つまり、先方さんはそういう条件を整えば来たいということなんですよね。では、その排水云々ということを言われましたよね。これはちょっと、私、この間既存施設の花見山農場の視察の報告書となるものを、かなり詳細に何枚か、4、5枚にわたって書いて提出しました。この時は執行部も含め議員の有志も行きましたよね。だから、私は提出前に、たくさんの人に間違いはないのか見ていただいたんですよ。皆さん、そうでしょう。

ですから、そこではいわゆる排水等を含めた環境対策は全く問題はなかったわけですよ。排水に関しましても三次処理までされていて、ほとんど無色透明な水が流されていたわけですから、確かに気持ち的に、ここにも書いてありますけれど、その下で泳ぐのは嫌だなという人もいらっしやいましたよね。でも、科学的にいけば全く問題ないわけであって、だからそういうことを理由にしてはちょっとおかしいのかなと。前向きな部分がない答弁になってしまっているんですよ、お答えにね。私は極力これは進めたいという考え方、そこにある程度のクエッションを置いた答弁の仕方、これでは前に進まない。

先ほど地区名を伏せて云々ということ言われましたけれど、このファロスファームが宿に頓挫した時に、上地区の人たちははっきり言って、その人たちは自分の所に来てくれれば良いではないかという話は結構多かったんですよ。この間、お話を聞いていたら、いこいの広場の中はマブ井手、中岳地区の、マブ井手を通らないと管理できないんですよ。だから、中岳の方々は障がい者が働いて邪魔にならないのだろうか、地元の方々がこれを一番心配されているんですよ、仮に福祉施設が来たとした場合に。そういうことは野村メディカルさんにご存じなんですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この前お出でになった時にそういう話もしております。このファロスファームも当然ですけど、人がやはりそこを通らせてくれということで、まだそちらの方も了承をして、あと、病気と言いますか、人間が持ち込むというのもありますし。今、私が最初に申しましたように、今すぐ動くということではないということをお伺いしております。しばらく時間を掛けながら、私の企業誘致の方も豚

と違うものがございまして、そういうのも順次報告を、もし分かればさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

ついでと言ったら申し訳ないですけど、ファロスファームのことを言いますよね。報告書にも書いておりましたけれど、初期投資額が、本町に来た場合の試算とかそういうのをお尋ねした結果をまとめているんですけど、初期投資額、設備投資と捉えてもいいでしょう、これが 30 億円以上という話でしたよね。その時、町民法人税、税財政課長に試算してもらったんですけど、200 万円か 300 万円であろうということなんです。そういうことで資産は明らかになっていますし、その他固定資産税。私たちが視察に行った所の工場は 2000 万円ぐらいの固定資産税があるような話を伺っていました。その他に地区への協力金が年 40 万から 50 万円、これは明確に答えられました。それから、地区の祭りの参加。そこでしていたのは、豚を丸焼きにして地域の皆さんと一緒に楽しむとか地区の草払い、特に町道とかああいう所、高齢化で人が少ないからということで従業員さんたちが草払いのお手伝いをするとか。それから堆肥、堆肥も全く臭いもしないような環境の中でされていて、それはトラックに積んでいって近隣の農家さんに無料で配布とか。こういうことが明確に示されているわけですよ。明確にね。だから、今から町長がいろいろ考えておられるというお話ではございまして、野村メディカルさんを含めて企業誘致も含めて、じゃあ、明確な数字が出た部分と、全く未知数の部分と、どちらが優先順位があるのか。今すぐの話ではないという話ですけど、概論としてどうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、最初から申しましたように、やはり住民の皆さんがどうしても生理的に駄目だとおっしゃればいくら理論的にしようがもう成り立たないと判断したもんですから、私は上流域の水源の上には無理ではないかなと判断をしていたわけでございます。

それで、今、橋村議員がおっしゃいましたように、今、会社の方からも話を頂いておりますのは、やはりいろいろコロナもあったんでしょうけれど、需要とか供給とか病気とかということを総体的に見ながら、今すぐは会社としても動けないという返事を頂いております。

そういうことございまして、しばらく、こちらの調査はまた時間が掛かるのかなと思っておりますので、そういう形で報告をさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

何か、答弁に前向きな姿勢が伝わってこないんですよ。何とかして断ろうという雰囲気はどうも伝わってくるんですよ。

町長が地元説明会、宿に行かれましたよね、千綿宿。大変賑やかだったらしいですけど、その時点では先ほどからおっしゃっているとおりで、誘致を前提としていかれたわけですよ。今、お

っしやったとおり、地域の理解が得られなかったから、生理的、物理的いろいろ含めて、地域の理解が得られなかったから断念した。これからも断念するんだよという話ではないですか。つまり、どういうことかと言ったら、地元の理解が得られれば誘致するということになるわけでしょう。そういうことですよ、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、千綿宿の時には、まだ用地が県でございまして、県の土地でしたから説明会をさせていただきますということで、私たちが一緒に同行したということです。県が主催しています。今度は町有地に変わりましたから、そういうことでまた違う方向に行きますが。

住民の方が、ほとんどの方が納得されれば、私がいつも言いますように、私が議案を出して議員さんが可決いただければ、当然そっちの方向に行かざるを得ない。これは町長も選挙、議員さんも選挙です。こは民主主義の基本だと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

選挙の話はどうでもいいですけど、確かにそうです。でも、あれの視察は町費でしょう、経費は。ということは、その時点においては前向きな捉え方をしていたという話なんですよ。としか受け止められない。何のために、そういったものが未知数なのにお金を掛けて視察まで行って、我々は夜遅くまで地元の人たちと懇談会をしたということなんですよ。話がかわっている、そういうふうには受け止められる。

ですから、できれば、私の本当の結論として言いたいのは、私たちのような小さな町が単独で生き延びていくためには、やはり財政基盤の強化が必要だろう。だから、何かしましょう、何か考えましょうと私は提言しているつもりなんですけれど、先ほど施政方針等々も見せていただきました。ななめ読みでしたけれど。総論として、私が提言申し上げている部分に関して、財政的な部分、あるいは企業誘致とか、こういった部分の総論として将来的な展望とか、ちょっと質問以外なんですけれど、そこら辺をちょっとお話いただければと思いますけれど、最後ですけど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、実は東彼杵町の会計としまして、もろもろ人件費とか充ててしまった時に、通常の場合1億円ぐらいで、自由に使えるお金はございません。全部精査した段階で。ただ、今のところふるさと納税が3億円に近まってきて、経費を半分出したにしても1億5000万円ぐらいは自由に使える形になっておりますので、それをなんとか増やす方法はないのか検討して、全部で約2億5000万円ぐらいは補助などに頼らずに自分でできるのかなど。ただ、橋村議員がおっしゃったように、来年度まで交付税がだいたい決定していますが、その後、国も税収が減る、おまけに東彼杵町は特に人口、センサスで人口が減れば交付税にも勘案してきます。ですから、こういうのは状況を見ながら、長期計画に私も企業誘致したいというのはまた別の企業でございまして、そういう形で計画はして

おりますので、今後皆さん方に、すべて、私は出して、議員さんに出さなかったのが、今度のいろいろ問題があったのが原因だと私は感じておりますので。すべて、ここに情報が入ってきたものは議員さんに報告をさせていただきたいということで考えは持っております。一気に行きませんが、段階的に、相手との交渉もごさいますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

今のお話の中で、できれば情報は、議会になるべく詳細をお伝えください。そうすると、私たちの勘違いという部分もありますから、わからなかった部分とかを前提として一般質問したりしますから。

それと、今、ひとつふるさと納税のお話をされましたよね。私はこの間調べてみたんですよ。波佐見町が12月で8億2000万円、総額16億800万円ぐらいですよ。本町の場合は12月で1億8000万円でしたか、2月末で3億3300万円ぐらいです。これはかなり大きな差なんですよ。実は、私も前々からこの差というものにちょっと注意をしながら見ていたんですけど、なぜこれだけの大きな差が出たんだろうと検証はされていますか。どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

通告外ですがいいですか。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、やはり、波佐見町さんが使っておられた会社がちょっとやはり優秀でございまして、そちらに変えた瞬間に8000万円ぐらいしかなかったのが一気に伸びたということでございます。それから、もう一つは、そういう、特に縛りが強くなったのが、どこの市でしたか Amazon か何かのあれをやって、総務省からいろいろあって、厳しくなったんですよ。町内のあるものでないと駄目だと。そういう品物が多い所は、たぶん多いと思うんです。そして1個が高い所は。だから、今後、そういうものも開発をしながら増やしていきたいと思っております。今度の会社の方が、非常に良くて、少しずつ右肩上がりになっています。その辺でございまして。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

わかる部分もあるけれどわからない部分もあるというのは、実は、私は私なりに分析をしてみたんです。ただ、これは正しいか正しくないかわかりませんが、ここでは差し控えますけれど、ふるさと納税をする人たちが、まったくゆかりのない地方に納税をするという時は、何をもって選ぶかという話なんですよ。例えば、私事で申し訳ないですけど、私の娘が関東とか県内の某市に居るんですけど、これらを2人で話しているんですよ。ここはこれがある、つまり、一番の納税をする人たちが、先ず見るのはそこなんですよ。そこをベースにしてものを考えていけばまた違った答えが出るのかなど。これは私の勝手な見方ですから何か機会があったら、委員会等であればそういうことは提言をしたいと思っております。これに対するお答えは結構でございまして。これで終わりたいと思っております。よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

以上で10番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後0時04分）

再開（午後1時13分）

○議長（吉永秀俊君）

定刻前でございますけれども全員お揃いのご様子でございますので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

1、重点道の駅事業による変更点と周辺の道路環境等について。

現在、重点道の駅事業が進められ、駐車場や国道が大きく変化しようとしています。そのような中で、次の点について町の考えをお尋ねします。

①今後、道の駅は国土交通省が整備する一体型になり、新しく情報休憩施設が設置されますが、トイレの清掃や管理はどのようになるのでしょうか。

②新しく設置される情報休憩施設の中に、子育て応援施設としてベビーコーナーや授乳室ができますが、24時間利用できるのでしょうか。

③現在、各地の道の駅に子育て応援施設として紙おむつやミルクが入った、これは液体です、ミルクの入った自動販売機の設置が増えていますが、町として導入の考えはあるのでしょうか。

④国道の交差点移動に伴い、総合会館の出入り口が町道宿8号線側へ変更になりますが、江頭方面への出口は考えていないのでしょうか。

⑤町道8号線の変更に伴い、彼杵郵便局駐車場前に白線が引かれ道路になっていますが、駐車場の段差解消の計画はあるのでしょうか。

2番、千綿小学校移転に伴う学童保育わくわくはうすの移設について。

現在、学童保育わくわくはうすは農村環境改善センターの一部を借用し行われていますが、建物の老朽化や耐震性の問題等もありますので、令和3年9月に移転する千綿小学校敷地内（旧千綿中学校技術棟）への移設ができないかと思いますが、町の考えをお尋ねします。

3、今後の町民グラウンドの活用方法等について。

改修後の町民グラウンドの使用等について、多くの住民の皆様が関心を持たれていますので、次の点についてお尋ねします。

①令和3年4月1日以降、住民は誰でも借用できるのでしょうか。

②グラウンドやナイター照明の使用料等について変更はあるのでしょうか。

③町が主催するこけら落とし的な行事を行う計画はあるのでしょうか。以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは立山議員の質問にお答えいたします。

1の①でございます。今後のトイレの清掃や管理につきましては、施設の清掃等含め、施設の通常管理は、東彼杵町が行うこととなります。

なお、ご承知のように道の駅彼杵の荘は、重点道の駅の認定を受けたことによって新しく整備される情報休憩施設や駐車場等が直轄一体型による道の駅整備が行われており、関係施設や一部の区域は、国土交通省の所有地であります。よって、整備工事を終了し、共用開始の前には当該施設や敷地等に係る使用上の管理協定を国土交通省と東彼杵町が提携することになり、詳細は今後の協議ということになります。

次に、②でございます。24時間の理由につきましては、原則24時間利用が可能でございますが、防犯及び施設管理上の観点から状況によっては利用時間の制限をかけることが生じる可能性もございます。

③現在、各地の道の駅につきましては、紙おむつやミルク、液体ミルクでございますが、是非、導入に向けた検討を今後行っていきたいと考えております。

④周辺の道路環境でございますけれども、重点道の駅事業の完了後、総合会館の出入りは、町道宿8号線を経由して道の駅交差点から出入りすることとなります。その交差点は、信号交差による十字交差点となりますので、総合会館から出る際は信号現示に従い江頭方面への左折のほか直進及び右折も可能となります。後ほど、教育次長の方に補足説明をさせます。

5番目、町道宿8号線のことでございますが、彼杵郵便局と児童体育館の間にある通路につきましては、重点道の駅整備工事に関する迂回路設置のために昨年12月25日、町道宿8号線の道路区域を変更し共用開始をしております。

町としましては、工事完成後も引き続き町道として認定したいと考えておりますが、工事のための臨時的な迂回路ではなく、正式な町道となりますと、国道との新たな交差点となり、国交省や公安委員会との協議が必要となってまいります。この場所につきましては、今回の工事で道路の利用形態が大幅に変わることが予想されますので、利用者の皆さんが快適に利用できるように整備をしたいと考えております。現時点ではこれ以上のことの回答は出来兼ねます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

続いて教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

立山議員のわくわくはうすの移設についてですが、私の方からは、千綿小学校移転に関する質問にお答えいたします。

まず、千綿小学校の移転に関しては、9月から教育活動が開始できるよう8月中に移転作業を完了する計画で進めております。ただ、校舎内をどう使うかは、学校の判断に任せておりますので、技術棟を含む教室等の校舎内の配置については、学校側が検討しております。

今年度のようにコロナ感染予防対策、三密対策を考えれば、より広い活動スペースが必要になりますし、またPTAや学校運営協議会などの会議スペース等としての利用も考えられると思います。

続いて、今後の町民グラウンドの活用方法等についてということで、①番、4月1日以降の借用についてですが、住民の方はどなたでも借用できます。

2点目の使用料等についてですが、グラウンドの使用料については無料です。ナイター照明の使用料については、これまでと変更はありません。

3点目のこけら落としについてですけれど、現在のところ、何らかの記念大会は実施したいと考えております。コロナウイルスの感染状況を見ながら検討していくようにしております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

重点道の駅事業に関連した総合会館の出入口について補足してご説明いたします。

現在、総合会館の出入口は、ご承知のように宿8号線を経由する形に完了後は変更されることとなります。これとは別に、現在ローソン側に1か所出入口がありますけれど、ここにつきましては、ホールでの事業、あるいは総合会館での大きな会議等の時に開放しております。ただ、重点道の駅の事業完了後は、そのローソン側の出入口と郵便局側の宿8号線、施設の敷地の両端に分散されることとなりますので、ローソン側の出入口についても常時解放できないか検討いたしております。

それから、現在渡り廊下の前に仮設の出入口が設置されていますけれど、事業完了後には原型復旧される予定となっておりますので、この出入口がそのまま継続して総合会館の出入口として継続使用ができないか国土交通省とも協議をしながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

まず、最初の情報休憩室の関係でございますけれど、管理するのは東彼杵町ということになるということでございますので、今現在、トイレの掃除はシルバー人材センターの方がされているのかなと思います。今回、施設的には倍以上、かなり広がりますので人員等もかなり要るのかなと思います。できる限り、今までどおりシルバー人材センターの方をお願いをしていただきたいと思います。しているんですけれど、町長の考えをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私もそのまま、もし国交省との話が取れましたらシルバーの方でお願いできないか、今後また協議をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

ちょっと、通告に載せていなかったんですけれど、1点、情報休憩室の中にトイレとその横に、それこそ情報室みたいなものができるかなと思っているのですが、そこには常時どなたかがいらっしやるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は当初からお話しをしておりますが、そこに情報休憩室ができれば、今、交流センターという名称ですけれど、そちらの係の方をこちらに、表に出て来れないか。今、資料館が事務所でございますので、そこに出て来て、町の広報とか、併せてしていただけるような態勢ができないか思っております。1名そこに常駐と言うか、居ればずっとそこに事務所として使用ができないか考えております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

情報休憩室は24時間利用できるということでお聞きしたので良かったかなと思います。

その次の紙おむつやミルクが入った自動販売機というのが、今、全国の道の駅で100程度あるそうです。九州でも宮崎県とか鹿児島県、熊本県の方に設置をされているみたいです。その中で、ダイドーさんとコカ・コーラさんとあるんですよ。ダイドーさんの方が紙おむつとおしりふき。コカ・コーラさんの方が紙おむつとミルクという形でちょっと違うみたいなんです。ですので、できればなんですけれど、東彼杵町は両方とも検討していただきたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、実は担当の方で自動販売機にするか、直売という方法もございますですね、そこで売る方法。今、調べておりますのが、阿蘇にあります。それからやよいという所が大分県佐伯市。九州管内ですけれど、北川はゆま、これが宮崎県延岡。それから、きよかわ、大分県豊後大野市。この辺が、自動販売機を4件、4件は自動販売機でされていますが、その他、物産館販売所等でのばら売りですね。32件程度、今、係が調べあげておりますので、今後どういう対応をしていくかもうちよつとしばらく、完成まで時間がありますので検討をしていきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

ちなみにお尋ねしますが、東彼杵町内で紙おむつを販売している所は今現在あるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、1店コメリさんで販売されているのではないかなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

コメリさんで販売されているかは私はわかりませんが、だと思っておりますけれど、できれば直販

ということを考えていらっしゃると言われましたけれど、自動販売機ですと 24 時間販売ができます。もし、何かのあれで、町内の方がどうしてもおむつが足りないと、赤ちゃんの。そういう時のためにどちらかというと自動販売機の方を考えた方がよろしいのかなと思います。ですので、そのような方向で検討をしていただければと思っております。

次に、総合会館の出入口の関係なんですけれど、今度、宿 8 号線の郵便局の横になります。かなり混雑するのではないかと思うんですよ。なぜかと言いますと、出る時に右折がなかなか出にくいのかなと。道の駅から来た車が左折をされると思うんですよね。それがしてしまわないと右折ができないのではないかと思います。そうすると、左折をする方はずっと待っているというか止まっている状態なのかなと思いますので、先ほど次長の方から検討をするという話がありましたけれど、私は、検討というよりも何か方法を、国土交通省との関係があるかわかりませんが、今のローソン側を完全に開いてしまって、入口とは言いませんけれど出口だけでも。入口は右折で逆に混んだりするのかと、江頭の方はですね。と思いますので、出口だけでもローソンの横の所を完全に開いていただくようなことは考えられないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、立山議員がおっしゃるように、実は今でも、昔の出入口でも、ホールで会議等があって、千綿方面に帰られる人が、あそこはちょうど鎖をしたままだったんですよ。それで私は非常に怒られまして、なぜ開けないのかと。すぐ職員に開けてもらったんですけど、やはり、左折する車は向こうに絞った方がおっしゃるとおりスムーズに行けるのではないかと思っております。これは、国土交通省との、その交差点を作って、また入口もというのはありますけれども、私は是非お願いに上がりたいと、ぜひ開放をさせていただきたい、ローソン側です。そういうことで、国土交通省にもお願いに行きたいと思っております、事情を話して。一気に車が出せないと、400 人も 600 人も来た時に、車が 200 台、300 台。そういうところでございますので、これは私が長崎の方に陳情に行きます、お願いをしにですね。そういう形でお願いしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そのようにしていただきたいと思えます。

次に、以前質問したことの関連になるんですけど、彼杵郵便局の駐車場の段差のことです。2 年前の 6 月議会で質問させていただいているんですけど、その時、町長の答弁の中で、道路になれば可能ではないかというような言葉をいただいております。たまたまなんですけれど、今、迂回路という形で先ほど町長は言われましたけれど、迂回路であっても道路なのかというふうに私が判断してこの質問をしているんですけど、将来的に町長も言われたとおりに、町道にされる予定があるんだと思いますので、住民の方は結構使われる方、前も言いましたけれど、多いんですよ。そういう方のために、どうせ町道になるのであれば、早目にされたらどうなのかなと思うんですけど、そういうことはできないんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、児童体育館のあれで、町道にした時に私が言いましたのは、段差解消が少しでもできないかなと思ってそういう答弁をしました、確かに。ただ、今の一斉等で入口を全部は開放できませんね、道路ですから。例えば、こっちから入ってくる車、出る車、ちょうど事故があったりする可能性もあります。1周、総合会館から回ってきて出る車もあります、児童体育館を使う時に。

だから、そういうのをするためにはもう一回駐車場と言いますか、その辺が。一気に出てこれたら危ないもんですから。今、係に聞きますと段差があるからゆっくり出ておられるということですから。だから、そういうのも考慮しながら、どういう方向でいくか、箇所を決めるのか、段差を少し減らすのか。今後、建設課の方とも協議をしなければいけないんですが。

元々あそこの土地が町有地でございまして、今の駐車場の所もですね。ですから、そういうことの昔のいきさつもございまして、駐車場はどうなっているのか。例えば、職員さんの駐車場も裏にありますけれど、それも体育館の敷地です。その辺も含めて、今度また彼杵郵便局の方と協議をしなければいけないなと私は思っております。

ですから、駐車場を広げるなら今度は児童体育館の方に今仕切りがあって、向こうも出られません。急にこっちに出てこれません。ですから、道を大きくとれば駐車場も広くとれて、入ってUターンができるような形になるのかなと。いろいろ協議をしなければいけません、ここはやはり今の郵便局と協議をして、全部駐車場も含めて協議をさせていただきたい、どういう形にするか。町道は町道として通さなければいけません、そこも交差点で国交省との協議になるんですね。もうそっちが、郵便局の左向こうで総合会館寄りで交差点を作って、こっちも交差点となるとちょっと話もいろいろございまして。町道の認定はできるんですよ。認定はできますけれど、交差点協議が今後将来どうなるか。その辺も、今から時間がございまして、道の駅の完成までしばらくかかりますので、その辺も含めてずっと協議を重ねさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

その交差点の関係は、今、町長がおっしゃっているのは今の郵便局の出口と言いますか、押しボタンの信号の所をおっしゃっているかなと思うんですけど。今度交差点が宿8号線がずれて、郵便局のすぐ横にできますよね。そうすると、どちらを使われるか。要するに、例えば、さっきも言いましたが千綿側から来られる方は、たぶん、宿8号線の方を使われると思うんですよ、右折する時に。右折しにくいですから。ですので、台数と言いますか、的には郵便局の裏から入ってくる形の方もかなり増えるのではないかと思います。今言っているのは、あくまでも段差の解消を言っておりますので、交差点から入ってくる車はあまり関係ないとは言いませんけれど。要するに、入ってきて駐車場に入る所の段差の解消をどうにか、道として考えるということであればできないのかなということ、また同じことを言っているんですけど。ですので、交差点が変な話どうなるかということまで言えませんが、何よりも段差の解消です、あくまでも。それで、先ほど言った段差の所は完全に町の土地です。道になれば自由に使えるという形だと思いますので、今が迂

回路という形で道ではないということであれば、今の工事が終わったらすぐにでもできるのかなということ、そのような計画があるのかなのか、その点をお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

車の出入りは、今、児童体育館のことを申し上げまして、町道であろうがなかろうが、こっちの体育館の方に左折も入ってきますね。当然、右折は、交差点をする時には、たぶん右折レーンをどうだこうだと言われると思うんですよ。今のところ、右折レーンを取れるような態勢ではありません。左折で入ってきた時に郵便局からどんと一気に出てこれたら、ちょっと事故の可能性が出てくるなと思ひまして、今、段差があるからゆっくり降りられているんだなという話を聞いておりますので、その辺の解消をするために、やはり、道路の地盤高を上げれば、今の高さの例えば半分ぐらいすればもっとゆっくり行ける。それとも、私が言いましたのは、店が道路から入る所の敷地をとっておられるように、全面開放とあまりないですもんね。入る所は1か所か2か所決めて駐車場から出入りされております。ですから、そういうものを含めて今後、道路を国道までぶつければ交差点協議をしなければいけませんので、その辺の協議をしながら道の駅の完成等も見ながらですね。今度、工事もボックスカルバートなど先にしますけれど、そういう感じで郵便局の駐車場側は、そういうことでもう一回協議をこっちでしなければいけません。

ですから、駐車場の段差を解消するために立山議員はおっしゃっていると思うんですよね。ですから、今のところ解消するためには、道路のど真ん中を上げて段差を少なくするか、私が思うのは入口を作るか。入口を作れば今の面積というか、車を縦に突っ込んだだけでもうUターンもできないからどうかなと思ひまして先ほど発言をしたわけでございます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

町長が言われるのが安全性の面とかですね、そういうのを考えて言われていたかなと思うんですけれど。郵便局側と交渉というか話しをされると今おっしゃっていらっしゃったと思うんですけれど、逆に郵便局側からも、もし要望があれば、先に話を町の方に持っていくということも可能でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

郵便局側から話がありましたら、こちらも建設課と一緒に協議を承りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

次に大きな2番です。わくわくはうすの移設ということ。新と言いますか、9月以降の千綿

小学校の敷地内ですので、学校の方にお任せするという教育長のお言葉というかお答えだったんですけれど、簡単に言いますと、学校長が良いと言えば決定ということによろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まず、何も、教育施設として、学校の教育活動の施設として使わないということになった後に、まだ様々な課題も出てきますので、その辺については教育次長に答弁をさせたいと思います。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

学校施設として全く使用しないという場合ですけれど、これについてはいわゆる廃校と同じ取り扱いになりますので、技術棟だけの財産処分の文科省への承認申請が必要になると思われま

す。過去の事例でいきますと、大楠小学校を外国語学校ということで、その有償貸付で財産処分申請をしまして、当時の補助金の返還については町の教育文化振興基金に積み立てることで国への返還を行ったというみなし措置で許可をいただいておりますので、そのような同様の手続きが必要になってくると思っております。

また、学校施設として多目的なスペースということで使うけれど、空いた時間に空き教室の有効活用というところで学童保育あたりが使用できないかというのも検討する余地はあるかなと思っております。いずれにしても、今、現段階では教育長が答弁しましたように、学校の方で計画を立てている段階でありますので、それがまとまり次第そういった可能性については検討していきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは、学校の方に話はまだしていらっやらないのかなと思うんですけれど、学童保育のわくわくはうす、これが担当としては町民課の担当になるのかなと思っております。

実際の話なんですけれど、現在わくわくはうすをされている方からのご要望を聞いております。それと、あと学校関係者、小学校の関係者です。千綿小学校の現在の方から聞いておりますので、できれば早急にお話しをしていただいて、先ほどの手続等がかなりあると思っておりますので、そういうのを早くクリアしていただかなければと思います。

あと一つは現在の学童保育の方の話では、令和3年9月に小学校が新しく今の中学校に移転する時に、できれば同じ時にしていただければというようなご要望もあっております。先ほども言いましたけれど、先ず小学校の方の確認をしていただいて、手続きの方を早く進めていただきたいと思います。そこはこれ以上答弁できないのかなと思っておりますので、そういう形でお願いしたいと思います。

次に、町民グラウンドの関係ですけれど、4月1日以降、当然、当然と言ったらいけませんけれど、町民の方は誰でも使用できるかなと思っておりますけれど、ちなみに、前倒しで3月から活用ができ

ないのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

現在のところ、前倒しは考えておりません。3月22日から一般利用の受付を開始するように予定をしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

ナイター料のことなんですけれど、変わらないということで町民の方は良かったかなという形なんですけれど、今現在でよろしいんですけれど、ナイター設備を使う時に、町内の方と町外の方では料金はどのようになっていますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

町内と町外、変わりません。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

せっかく新しくされて、町内の方にたくさん使ってもらいたいということもありまして。

それと、これは私事なんですけれど、令和2年度、今年度、町民グラウンドが使えないということで川棚の平島のグラウンドのナイターを使わせていただいております。その時、町外の方ですので、普通の1.5倍の照明使用料を支払ってくださいということで仕方なく支払っております。

やはり町内の方が使いやすい、町外の方よりも町内の方が使いやすい施設にすることと、グラウンドを改修するにも財源がかかっておりますので、取り戻すとかそういうことはできないと思っておりますけれど、東彼杵町の町民で良かったなというような気持ちを持ってもらえるように、いづらかでも町外の方と町内の方で差を付けたらいいのかなと思うんですけれど、どのように思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

現時点では差をつけることは考えておりませんが、検討はしてみたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

検討の方を、いろいろ話を聞かれてしていただきたいと思います。

次のこけら落とし的な行事行う計画はあるのでしょうかということで、何等かの記念の大会を行いたいという旨の先ほどの答弁がございましたけれど、これはできればというよりも私の提案なんですけれど、4月か5月に、早急にというか早い段階で、土曜日から日曜日、2日間でも結構なんで

すけれど、午前中と午後を地域の方、子供からご高齢の方。例えば、競技はなんでも良いと思いますけれど、グランドゴルフで何地区の方に密にならないように使っていただいて、夕方の6時以降、ナイターを点けて、町内でナイターリーグを行っている40代から60代、70代のソフトボールを普段されている方がいらっしゃいますので、そういう方に使ってもらって、照明が今までとどのように違うのか、そういうこともわかるのかなと思いますので、そのようなことをされたいかがかなと思っているのですけれど、どうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

急なお話ですので、ちょっとなんとも答えにくい部分ですけれど、試合等であれば審判等もどうするのかとか、その辺の確保もありますので、ちょっと、今の段階では申し上げられません。申し訳ありません。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こけら落としはコロナの状況でできませんので、教育長もおっしゃったように記念大会等を、先ず、私は子どもさんの大会とか先にできないかなと思っております。県大会等もすでに協会の方をお願いをして決定した事項もございます、ソフトボールなどは。だから、そういうものを含めて日程を調整しながら、私はできれば児童の大会、県内地区の。子どもたちの大会ができないかなとは考えております。その後グランドゴルフ等は、私は職場等とか、役場も当然やりましたけれど、まだ改修前です。そういうので記念大会を、そういう他所から呼んでできないかなと考えております。グランドゴルフなどは、町内の職場対抗みたいな形でもできればそうですけれど、グランドゴルフ協会なども協議をしなければいけません。私の一存ではできませんので。レクリエーションですらそこでナイターを借りて、役場等も当然また、一回やりましたので、大変好評でした。そういうことで、例えば、会社組織とか、夜ですね。もし、今コロナで、室内では多数集まるのが無理なら、ちょっとワクチンが一段落した時点で、そういうことも考えていかなければならないかなと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

町長の答弁の方で、県大会が6月に、ソフトボールの県大会が確か東彼杵町と川棚町で行われるのかなと私の方も聞いております。できればその前に、先ほど、町長、レクリエーション的なものという言葉も出ましたけれど、私は、町民グラウンドを改修したのですから、町の方にレクリエーション的な形で新しいグラウンドを見てもらおうと、使ってもらおうという考え方で良いのかなと。

それともう一つ、特に今年1年、コロナの関係で地区の方との交流もほとんどない状況なのかなと思いますので、広いですよ、室内ではありませんので、広い所で先ほど言いました子供からご年配の方まで、どれだけ来られるかわかりませんが、集まってするような方法を、交流という意味でもよろしいのかなと思うんですけれど。

記念大会というのは、あくまでも県の大会を町長は考えていらっしゃるのかなと思うんですけど、県の色んな大会というのは3月の時点では決まっているのではないのかと、私の経験上では思います。今から各地区の方を呼んでするというのはかなり厳しい状況かなと思いますので、できれば町内の方を先ずは集まっていたくという形でやられたらいかがかと思うんですけど、もう一回ご一考を、できないかですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、おっしゃるとおり町内の方の大会をまず計画はしなければなりません。そして、今、立山議員がおっしゃったように、西日本男子のファーストピッチの郡予選大会が5月、その県大会が7月。それから小学生の大会が3つ開催を予定されています。また、全国ハイシニア大会と九州レディーススローピッチ大会の県大会が6月に開催。9月には実年スローピッチ秋季大会郡大会。それから、県協会長旗と男女郡大会が本町を会場として開催がもう予定されているんです、すでに。その県大会はそうです。

それで、県民体育大会の開催については、昨年8月に各競技団体と調整済みとなっております、ソフトボール競技は開催地区の主会場が県内3地区、佐世保、長崎、諫早の持ち回りになって、大きな大会は決まっておりますが、小さな大会で、例えば、種目別にそういうのをこっちこっち、ちょうど中央でございますので、できないかも今後検討する課題になるのではないかなと思っております。

おっしゃるように、先ずは町民の方に知ってもらうために、ナイターも照明をLEDに替えましたので。確かに気候がちょっと良くなってコロナの状況が一段落した場合は、私はそういうことで記念大会というまでもありませんけれど、知ってもらう、皆さんに披露するという形で、それは当然考えていかなければならないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

最後になりますけれど、要望という形になるかもしれませんが、町内の方の開催が難しいということであれば、ナイター照明が新しくなっておりますので、ナイターリーグは今年1年間全くあっておりません、ソフトの方はですね。ナイターリーグが始まる前に、どのようなナイターなのか、照明なのかというのを知るためにも、そういう方々に集まって試合なり練習なりをされるような環境を作っていただければと思います。私の最後の要望といたしまして、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、2番議員、立山裕次君の質問を終わります。

次に、3番議員、口木俊二君の質問を許します。3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

先に通告してました次の3項目について質問をしたいと思っております。

最初に、農林業センサスの調査についてということで、昨年1月から2月にかけて5年に一度の

農林業関係の調査が実施されましたが、全国的に基幹的農業従事者は5年前に比べ136万1,000人と40万人近くの減少となっています。前回の調査に比べ高齢化が大きく響いたと、令和2年11月28日の農業新聞に掲載をされておりました。東彼杵町ではどう変化しているのかお尋ねしたいと思っております。

先ず1点目、東彼杵町は以前から農業立町ということで成り立っていましたが、現在では農家の件数も減り、高齢化が進み後継者になるであろう若者の農業離れもあり、担い手不足が深刻になってきています。このような現状を町長はどのように感じておられるのかお聞きをいたします。

2点目、東彼杵町では一年間でどれくらいの耕作放棄地が発生しているのか。また、これまで耕作放棄地だった場所が、新規就農者や移住者による耕作地が増えた事例はあるのか伺いをします。

3点目、現在は中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度があり、中山間地域も何とか維持をしているように感じられますが、高齢化もあり交付金制度（5年間）の時期が終了するとその制度をあきらめざるを得ない地域も出てきています。

今後そのような地域が増えてきそうな気がしますが、なんとか対策を取らないと大変な事態になると思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

4点目、この農林業センサスの調査を有効活用するには、東彼杵町としてどのように捉えておられるのか伺います。

2番目、戸別受信機（防災ラジオ）の活用について質問をしたいと思います。

1点目、戸別受信機の貸し出しを始めてから現在までの貸し出ししている台数はどれくらいあるのか。また、在庫はどれくらいあるのでしょうか。

2点目、独居老人世帯に貸し出ししている台数はどれくらいなのでしょう。

3点目、現在のシステムは行政側からの発信だけで行われていると思いますが、独居世帯の方に異変があった時の対応ということで、この3点目は質問をしておりますけれど、令和3年3月の予算書の中に取り上げておられますので、町長の答弁は私が質問席でしますので、3点目の答弁は結構です。

3番目の新型コロナウイルスに係るワクチンの接種についてであります。

この通告書を提出した時点に比べ、内容が日々刻々と変わってきております。長崎県も1月に多くの感染者が確認されましたが、現在では、県全体が警報警戒等の発令は出ておりません。感染者0という日が多くなってきました。そこで質問をいたします。

1点目、本町ではワクチンが入荷次第総合会館において、集団接種する旨を先日の臨時議会で伺っております。ワクチン接種の際に問診をされると思いますが、その時間は一人どれくらいの時間を想定されているのか。また、接種後の副反応を確認するための対応はどうされるのか伺います。

2点目、医療機関2チーム体制で行う予定になっているようですが、その体制は医療機関も承知されているのでしょうか。そして、土曜日、日曜日だけで済ませられるものなのか。1時間50名スムーズにいくものなのか、どう考えておられるのかお伺いをします。

3点目、接種券はいつ頃、どのような形で手元に届くのでしょうか。また、その後、どのように対処したらいいのでしょうか。

4点目、経過措置として30分の時間を予定をしておられますが、接種した人全員を待機させておくのでしょうか。お伺いします。

国からの情報が日々変わっておりますので、先の通告書と若干の違う質問をしたいと思いますけれど、ご理解をお願いします。以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、口木議員の質問にお答えいたします。

①でございますが、2020年、農林業センサスの速報値によりますと、議員がおっしゃるとおり、5年間で基幹的農業従事者が、全国で39万6,000人、22.4%、長崎県では6,600人、20.9%の減少となっておりますが、東彼杵町では100人、14.2%の減少となっております。本町の減少率は、全国及び県の平均より低い状況でございます。また、2010年からの10年間の減少率で比較した場合、全国では33.4%、長崎県では35.1%と3割を超える減少率となっている中、東彼杵町は27.3%と3割を下回っています。この数値は島原市の21.7%、川棚町22.9%に次いで県内で3番目に低い数値となっております。逆に10年間で減少率が最も高かったのが小値賀町の48.1%、次いで対馬市の45.8%、新上五島町の44.3%、壱岐市の44.6%の順で、いずれも離島となっている状況でございます。

また、本土においては、波佐見町の41.5%が最も高く、次いで長崎市の40.6%、諫早市の40.0%となっております。隣の大村市でも35.4%と県平均を超えている状況のようでございます。

担い手が減少する背景には、国家的な課題である少子高齢化と人口減少問題、それと不安定な農業環境にあると見ています。国勢調査の2010年から2020年まで10年間の東彼杵町の人口減少率は、13.2%となっております。先ほど申し上げました10年間の農業従事者の減少率27.3%ということからとしても、農業従事者の減少は、人口減少率の約2倍上回っているということでありまして、農業以外の産業に若者が流れていることと思われ、農業振興を掲げる上では大きな危機感を抱いています。

次に、②の1年間でどれくらいの耕作放棄地が発生しているのかでございますが、2020年農林業センサス速報値が公表されましたが、耕作放棄地のデータ公表は今年3月となっており、その面積はわかりません。参考までに2010年と2015年の農林業センサスの耕作放棄地は、それぞれ182haと183haと5年間で1ha増加したという結果になっています。

なお、農業委員会が毎年行っている農地法に基づく農地利用状況調査によりますと1年間に60から70a程度の遊休農地が増加している状況でございます。

次の新規就農者や移住者により耕作地が増えた事例はあるかでございますが、事例はございません。

③の集落協定の維持が難しい中山間地域での対策についてでございますが、この中山間地域直接支払制度は、平地と条件不利地との農業生産費の格差を国、県、町が一定割合で負担保障することで中山間地域の農業を守ることとして、平成12年から始まり20年が経過しました。しかしながら先ほど申し上げたとおり、農業従事者数も年々減少。担い手の高齢化も進んでいることから、集落がこれ以上は人的に難しいと判断し、集落協定を取りやめたり、協定農用地を減らしたりする集落もございます。

この状況はやむを得ないものと判断しています。重要と考えているのは、現在作付けされ、農作

物が生産されている農地を今後耕作放棄地にしないことだと考えています。また、既に自己保全管理などにより十数年も続けているような農地については、周辺農地に悪影響がない場合には、里山に戻すなどの非農地化を進める必要もあると考えております。

国の施策が継続される限り、中山間制度等を推進してまいりたいと考えますが、高収益作物への転換や、スマート農業など IT 化省力化機械の導入を中心に、国、県の補助制度を活用し推進を図るほか、農地中間管理機構を利用した農地の活用により中山間地域の農業振興を図りたいと考えています。

なお、現在は、耕作放棄地解消事業として農業委員会が実施している苗木補助制度については、有効な施策として引き続き実施をしていきたいと考えています。

④調査を有効活用するには町としてどのように捉えていますかですが、農林業センサスの目的は、わが国農林業生産構造や、就業構造、土地資源など農林業農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画、立案、推進のための基礎資料となる統計を作成し提供することを目的としています。

東彼杵町としましては、農林業経営体の個数、主業・副業別農家戸数、耕地面積、販売作物別面積、耕作放棄地面積など、調査で得られた結果をもとに推移や動向を見極め、施策の展開につなげる必要があると捉えています。

次に大きな 2 番目の戸別受信機の件でございますが、①戸別受信機の貸し出し数は、791 台でございます。2 月 25 日現在でございますが、在庫が、まだ 146 台でございます。うち 65 歳以上の独居老人世帯が 112 世帯でございます。

3 番目は必要ないということでございますので省略をさせていただきます。

次に、大きな 3、新型コロナウイルスに係るワクチン接種でございますが、①これは、3 月 2 日に町医師会と協議の場を持ちました。1 時間当たり 20 人と想定し、国の方針通り 3 分とします。ワクチン接種の際に、受診券と問診票を同封して送付し、記入してもらうようにしております。また、接種日に記入漏れがないか確認し、医師に見てもらいます。

副反応を確認するため、経過措置として総合会館で行いますので、ホールの方の渡り廊下に 15 分から 30 分待機してもらう計画でございます。30 分はアレルギーを持っている方となります。確認者は、看護師を雇用する予定でございます。

②の質問でございますが、3 月 2 日の医師会との協議の場で、ワクチン接種につきましては町医師会の提案で、接種日は水曜日、木曜日、土曜日の 14 時 30 分から 18 時を設定をさせていただきます。1 時間 20 名で計算をいたしまして、水曜、木曜は 2 チーム各 120 名、土曜日は 3 チームで 180 名、計 420 名の予定をしております。なお、4 月から 6 月までの予定表も作成されておりますが、接種は、医師又は看護師となっております。

③でございますが、接種日が 4 月中旬から始まりますので、接種券は 4 月上旬に住居基本台帳に記載されている住所に個人ごとに郵便で送付します。その際、接種日を記載した書類を送付します。都合がつかなければ、町に設置するコールセンターに連絡をしてもらい日程変更をってもらうよう考えております。

④経過措置でございますが、先ほど説明しましたように、アレルギー反応がある方は 30 分間、それ以外の方は 15 分以上待機をしてもらいます。これは全員待機でございます。以上、登壇して

の回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません。1点訂正をさせていただきます。新規就農者や移住者により耕作地が増えた事例はあるのかでございますが、増えた事例はございます。間違っ答弁しておりました。すみません。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

初めに聞きたいことがありますけれど、農林省の農林業センサス調査の資料の中に、東彼杵町は千綿地区と彼杵地区と二つありますけれど、この中でまだ昔の千綿村とありますけれど、千綿村の2の1と2の2というのがあるって、2の2の方は大村市の方に編入をされているんですよ、12件。これは大村の方の前の名前で、村の名前で福重とか三浦とか、そこら辺の名前ばかり出てきて、まだ、昔の村の名前でずっと資料に挙がっているんですよ。それは町長はご存じですか、そういった昔の名前でセンサスの資料にあるということ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

センサスの資料がちょっと私は把握しておりませんので、農林水産課長にお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

農林業センサスにつきましては、旧市町村単位での調査となっております、千綿村が分かれた時の大村市の武留路郷、そのことを言うておりまして、統計上、国がそういう形での調査を指定している関係上やむを得ずそういった形になっておりまして、特段、統計調査そのものには影響はないという状況でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

調査には関係は、影響はないと思っておりますけれど、何か、あれを見ていて、分かれて千綿村とまだ名前があるのかなと思う気もするわけですけど。そういった分は大村市もそうですけれど、直していくというか、国の方に要望じゃないですけど、そういった形で東彼杵町は一つですから一つの方にまとめて調査の方もしていただくように進めるような形というのは取れないものなのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは統計調査でございます、国の方針基準が決まっていますので、変えるなら国がやはり変

えていかなければなりませんので、あとで機会がございましたら県を通じてそういう形にできないかどうか、また検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

それでは、要望をしていただきたいと思います。

次に、東彼杵町は以前から農業立町ということで成り立っております。現在では軒数も減って高齢化が進み、担い手不足が本当に深刻になってきておりますけれど、基幹的農業従事者は、ずっと減り続けて減少ペースを加速をしている状態であります。やはり、高齢化が問題だと思うんです。2020 年の調査では、平均が 65 歳の割合が 69.8%、農業従事者。70 歳を超えますと離農するか、あと統計対象とならない。小さくしぼんでしまって調査しなくてもいいですよという項目があって、そういった部類に小さな田舎はずっと、私もそうですけれど、統計上消滅していくところがずっと出てきているんですね。そのまた耕作放棄地と違うと思うんですけれど、こじんまり作ったり、家庭菜園とか。そこら辺が統計上出てこないんですかね。そこら辺が、状況を見てください、何とか活用と言いますか、センサスにもうちょっと生かされるような感じでできないものか。そういった細かいところまでは無理なんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確におっしゃるようにだんだん農業から離れていかれていきます。いかれていますが、先ほど申し上げましたように、東彼杵町は、まだ農業の荒れた所は増えてきたという段階でもございませんけれど。私が一番感じますのは、農業を若い人がしていただけるのは、収益性の問題なんですよね。例えば、島原市などは圃場整備を 1 枚、1ha ぐらいでもやり直し、そこに農業後継者が育てていく。そして、お嫁さんも来られて、そして休校になる学校がまた増え始めた。そういう段階で、今、農業のやり方というか、そういうことも考えながら職業の受給率も大事でありますので、東彼杵町も確かに減ってはいますけれど、若い人がやはり中々就農していただけないということの現状を抱えております。これは何とかしなければいけないと思っておりますが、中々非常に厳しいところがございます。高齢者 70 代以上となれば、おっしゃるように辞めるという方もいらっしゃいますものですから、段々、農業もしぼんでいくのではないかなと思っておりますが、収益性を確保できればなんとか若い人がこっちに戻ってきてもらえないかなということで、今考えております。ただ、現状は非常に厳しい状況でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

私も同感でございます、次に行きたいと思っております。

耕作放棄地がどれくらい発生しているのかということで、耕作地が増えた事例があると先ほどお伺いをしましたけれど、これは、新規就農者によって増えているものなのか、あるいは移住者の方がその農家に親しんでいただくために耕作放棄地の荒れ地を耕してもらって増えているのか、どち

らの方が多いのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

こちらにつきましては、移住者が新規就農で転入してきて農業をはじめられたという事案でございます。

耕作放棄地と申しますのは、農業センサス上の定義上、よく減反調査で自己保全管理とありますよね。自己保全管理は1年間続けていて、それから以降もずっと自己保全でするところも農業センサス上耕作放棄地に定義されます。ですから、おそらく議員が耕作放棄地は荒地と思っておられるかもしれませんが、この耕作放棄地については、言えば、適正に耕起をされている農地についても、明確な作付けをされない土地については耕作放棄地に上げられているということで、そこについては若干注意をしていかなければならない点とっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうしたら、私の地区も圃場整備をやっていただきまして、もう、結構年数経つんですけど、私はずっと自己保全でやってきているんですよ。そうしたら、それも何年も経ちますよね。それは耕作放棄地に見なされているわけですね、ずっと。

自己保全管理が何年経ったら耕作放棄地になるのか。調査すればずっとわかりますよね。何年で大体なるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

農業センサスは、あくまでも個人さんが申告をされるということで、農業委員会の方では農業委員会が判断をしますけれど、耕作放棄地は、先ず1年間作付けをせず、今後とも、明確な年数はございません。今後とも作付けをする明確な意思がない場合ということで、おおむねという判断をすればおそらく3年程度ではないかと思うんですけど、今後も自分は作付けをする意思がないと自分が判断すれば耕作放棄地に計上という形になります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

よくわかりました。私も、ちょっと地元の方に聞かれたらそういうふうに答えをしなければいけないので。たぶん、自己保全でやっている人は、ずっと耕作放棄地でないと思っているんですね、今までが。今後またぶんそれでいくと思うんですけど、やはりそういった説明をしてやらないとわからない人はわからないんですね。私も農林業センサスの調査もしましたけれど、私もわからなかったですもんね、それが自己保全が耕作放棄地に入るのかというのが。今、初めて聞きましたので。そこら辺の説明を、説明会の時にでも。今度はもう 5 年後ですよ。もし、5 年後に説明する機会があったら、こういうことなんですと関係者に説明を一言言ってもらったら助かるなと思っております。

次に、中山間地域ということで、我々も構成員としてやっておりますけれど、今度は 5 期目です、始まってから。我々も 4 期ということで 5 期目をやっているわけですけど。私の近くの地区も、やはり高齢化で中々保全管理ができないということで、地域が令和 2 年度から、去年から辞められたんですよ。中々これも維持していくのが難しいかなと思って、上地区の方からずっと、上地区とは西部地区の方の上地区ですけども、荒れてきている状態なんです。これは、なんとか町の方にお願いしてもたぶん無理かなと思うんですけど、なんとか荒れないように。イノシシの餌場と言いますかたまり場と言いますか、そういった形にも段々こうなって、ずっと下がってきているんですよ、荒れた土地が。なんとか、どうにかならないものか。町長、どのように考えておられますか。わかる範囲で、思われていることで結構です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり、その自己保全管理で作付けの意思がなく、ずっと続けば、私はできれば里山に戻していただいて土砂崩れ等の防止等も里山の方が強いそうでございますので、そういう形で管理ができていけばなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら里山に戻すということで、そういった面でも、もしそういった地区が出てきたら、町の方でも検討していただいて、そういった里山にする制度というのはありませんけれど、町の方で何か検討していただけたらなと思っております。

それでは、2 番目の戸別受信機（防災ラジオ）ということで質問をいたします。

この戸別受信機貸し出しを始めてから現在までどれくらいの台数を出しているのかということで、2 月 25 日現在 791 台ということで、まだ 146 台在庫が残っているということですけど、今でも 65 歳以上の方で、数はたぶん少ないでしょうけれど、まだ借りに来られている方もおられるのでしょうか。それとも今のところ来ていない状態なののでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

大きな数が動いているわけではございませんが、少しずつこの戸別受信機は貸し出しが月に数件増えているような状況でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

今まで791台貸し出しをされていますけれど、これまでに返品と言いますか、返された方はおられるのでしょうか。私の所はいいですよと。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

そんな目立ったことはないわけで、返品という形では今のところはないというふうに思っています。

○——△——

暫時休憩。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時30分）

再開（午後2時30分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、一般質問を続けます。

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうしたら1台返品があったということですね。わかりました。

今のは全部、65歳以上の方の家族ですよ。65歳以上の方で独居老人世帯、一人住まいの所が112戸ですよ。これは間違いないですよ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、112 世帯が間違いないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

次の、先ほど町長に答弁しなくてもいいですよと言いましたけれど、私はちょっとここで質問をします。

現在のシステムは行政側からの発信だけで行われていると思いますが、独居世帯の方に異変があった時の対応として何か方法がないものかとお伺いをしようかと思っておりましたけれど、3 月の今度の予算に、概要の方に、私の確認ミスと言いますか、通告書を出した後に見たものですから、この中に継続で、緊急通報システムサービス業務というのがありまして、それで予算が上がってきております。これは、見守りが必要な一人暮らしの高齢者に対し緊急時の通報装置を貸与し、日常生活における高齢者の安全を見守りますということで謳ってありますけれど、これは、もし、独居老人の方、65 歳以上のおられる家庭の方で、もし、向こうの方から来た時に受信はどこでされるのですか。対応は。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

緊急通報システムにつきましては、健康ほけん課で所管をしています。現在、利用者が 27 名おられます。借りられている方は 65 歳以上の一人暮らしの者で、慢性的疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する者。それから、身体障がい者。

○——△——

もう一回お願いします。ちょっと聞こえづらかったので。

○健康ほけん課長（構浩光君）

はい。65 歳以上の一人暮らしの者で、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する者。また、身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が 1 級及び 2 級の一人暮らしの者で、日常生活を営む上で注意を要する者です。

これは 27 名おられまして、そのうち男性が 5 名です。それから、緊急通報システムを、会社が安全センター株式会社というところに委託をしております、随時連絡を入れてもらって連絡がなかったりすれば救急車を呼んだりとか、そういう方向に繋げております。月に 2 回ほど連絡をしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、これは先ほど私が質問した戸別受信機とは関係ないところですね。

○——△——

そうです。

○3 番（口木俊二君）

そうですね。それとごっちゃになって。そうしたら、またちょっと質問し直しますけれど、その戸別受信システム、戸別受信機は一方通行ですよね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは確かに、議員おっしゃるとおり一方通行で、双方向の通信はできません。そういう形で戸別受信機ということになっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

私の知り合いから、ちょっとお話を頂きまして、一方通行で本人に何かあった時に独居世帯で、家族がおられてもその時に離れておられて、家族の方が、健在の方が。おられて、もしその本人に異常があった時に、自分で勝手に 119 番をなさいと言われればそれまでですけど、その戸別受信機を使ってどうにかこう、健康ほけん課あたりに連絡がつけるようなシステムはできないのか伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところそういうシステムはつけておりませんが、近年では電気ポットにスイッチを入れたら直接遠隔地の子供さんらに今日は元気ですよと方法がとれる方法も今開発されて進んでおります。

ただ、このおっしゃる戸別受信機には、大災害が発生した場合は、被災地に向けて異常がなければ確認ボタンを押してくださいといったメッセージを出して安否確認を取ることができます。大災害の時にですね。皆さん一斉に確認しますから。そういうことだけはできると思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、大災害時、非常時の時だけということでボタンを、なんか押すと。それは何かあった時に押しても、全然こうあれで。何かあったと言うか、本人に異常があった時にぼちっと押して、何かあったんだなと思って、行政側から訪ねていくということは、そういうことは全然発想はないんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことがちょっと中々できず。なぜかと言いますと、これは一斉に放送をかけますので、

皆さんに一斉に。例えば、その家だけというのが中々できないもんですから。災害の時に大丈夫ですかというのを、異常はありませんか、確認ボタンを押してくださいというのは、一斉にかけますね。その時に一人暮らしの方がボタンを押してくれれば大丈夫だなど、そういう形でしかできません。今後は、おっしゃるように、前は昔黄色いリボンを出して安否確認をすとかなんとかと言って、途中でもう、ちょっと駄目になりましたけれど。そういうことではなくて、今からはやはり、個々の、家族での確認というか、そういう形も何等かの方法で推進して行ければなと思っております。先ほど言いましたように電気ポットのスイッチとか、今、スマートフォンのラインでもテレビ通話というのができますし、そういうのが徐々に拡大して行って、方法もこちらから説明したりして、なんとかできないものか考えております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

なるべく、町民の方が安心で、安心して暮らせるようなシステムづくりを検討していただきたいと思っております。

そうしたら、最後の質問ですけど、新型コロナウイルスということで、この通告書を出してから先ほどもちょっと登壇して言いましたけれど、最初はファイザー社のワクチンが輸入をされましたけれど、今、この前からずっと発送されておりますけれど、東彼杵町には何名分、今、ワクチンが届いているのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

詳細は健康ほけん課長に説明をさせますが、まだ何箱というのは、きれいに数字が決まってくるわけではないです。国としても数字が変わって参っております、東彼杵町に来ているのは県から来て分けるような態勢になっていきますので。そういう形で、来る日にちも大体決まっているような気がしますけれど、国全体が、ファイザーとの契約自体が、まだ、こう確定しない。EUの圏内から1便ごと出すごとに承認が要するという形になっておりますので、たぶん、うちに確定的に来るのはまだはつきりしません。決まった数は、今わかっているところは、健康ほけん課長に説明をさせます。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

現在わかっている数字は、県の方から22箱、なるかどうかわかりませんが、一応、全市町村に渡るように考えておられます。

まず、4月第2週の週に2箱、第3週の週に10箱、第4週の週に10箱です。現在、健康ほけん課としては、第4週の週に10箱のうちの1箱をもらう予定です。人数分975人分になります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、4月に入ってからですかね、町内にワクチンが接種できるようになるのは。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

今、ワクチンの接種の量が決まり次第検討していかなければならないと思っておりますが、1箱来たところでは、その1箱を是非使いなさいとなっておりますので、今のところ考えているのは、高齢者施設の方をまず接種の対象にしようかと内部協議をしております。もっと、県の方から接種のワクチンの量が増えれば、集団でしますので、もっと幅広くできればなと思っておりますが、なにしろワクチンの量の情報がつかめないもんですから、どの時点で何箱来るかわからない状況なんですよ。わかっているのは1箱が来るだろうということです。健康ほけん課では計画を立てているところです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、まだ、大体国では、予定では3月に医療従事者は打って先行接種をされているような報道がなされておりますけれど、まだ町では、全然、医療従事者も1人も接種できていないということですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

医療従事者については、長崎医療センターとか諫早病院あたりの医療従事者の方は接種が開始されていると思います。ただ、本町におきましては、医療従事者につきましては、鈴木病院の方で、たぶん接種ができると思うんですけど、それも、実際始まっているかどうかまだ今時点でははっきりわかっておりません。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、65歳以上の方は4月12日からと、決定したと何回も言っておりますけれど、これは無理ですよ、今のところは。

ます。一般質問を続けます。

次に6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

先に通告しておりました3点につき質問をいたします。

1つ目が、補聴器の助成についてです。

私たちは空気の振動を耳で音として感じます。そして、脳でその音を言葉であれ、物音であれ何であるかを理解します。この時に耳で音として感じた情報が十分でないと理解しづらくなります。そのような聞きづらい症状が続きますと、対人関係などうまくコミュニケーションがとれない、いい加減な返事をする、テレビの音が大きくてうるさい。また、電話に出たくないなど精神的負担にも大きく繋がってまいります。そこで下記について伺います。

1つ目が補聴器と集音器の違いについてです。また、2つ目が価格についてです。3つ目が国民健康保険はきくのか。4つ目が助成の限度額はいくらなのか。

大きな2つ目であります。町民グラウンドに通じる入口の拡幅及び町民グラウンドの現況についてです。

町民グラウンドまでの入口は、彼杵宿・千綿宿からの2か所ありますが、彼杵宿から800m、千綿宿からは700mあります。非常に道幅が狭く車の離合ができず、雑木等が垂れ下がっている状態であります。特に、彼杵宿からの道幅が非常に狭くなっております。

1つ目が、町道の拡幅はできないか。離合の場所ができないか。そのことを聞きたいと思います。

2つ目が、町民グラウンドの利用者は町内、町外含めて何名ぐらいいたのか。3つ目が、令和2年12月議会で屋外照明設備改修工事請負契約の提出をされましたが、県や郡大会での利用はどう考えておられるのか。4つ目が、今入口には小さな看板があります。このことはどう思われますか。

大きな3つ目は、スマイル学級についてです。

先般12月議会で、本町の特別支援学級の現状について伺う機会を得ました。非常に多くの子どもたちが在籍していることを知り、びっくりしました。

この支援学級は、ほとんどの授業は通常の学級で行いながら週に1単位時間、8単位時間程度の種々の困難な改善克服に必要な特別指導を行う授業内容と聞いております。そこで、下記について伺います。

1つ目が、スマイル学級とはどういう学級なのか。2つ目が、今、何名ぐらいの方が在籍しているのか。3つ目が、来年度、何名ぐらいが在籍するのかわかれば教えてください。4つ目が、何名ぐらいを指導しているのか、先生1人です。5つ目が、学校側よりこのことについて何か要望事項があったのか。以上、3点を登壇の質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えいたします。

補聴器と集音器の違いについてであります。補聴器は医療機器、集音器は家電に分類をされております。

次に価格についてでございますが、補聴器については数万円から50万円以上のものもあります。

集音器につきましては、数千円から数万円程度の価格帯となっています。

次に、助成についてでございますが、国民健康保険はきくのか、補聴器は対象外です。診療費のみが対象となります。

それから、補聴器の助成についてでございますが、限度額はいくらなのかということでございます。身体障害者手帳保持者で、補聴器の装用により機能の改善が見込まれる人を対象とし、国2分の1、県4分の1、町4分の1で支給を行っています。利用者負担は、世帯の所得に応じ設定がありますが、原則1割負担となっております。

また、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中度、難聴の18歳未満の児童の補聴器購入に対しましては、県3分の1、町3分の1の助成を行っております。購入基準価格につきましては、国の基準に準じております。

次に、町民グラウンドの町道拡幅についてでございますが、今のところ、これは検討いたしておりません。と言いますのは、地元の自治会や町民グラウンド利用者からの要望も今のところあっていません。

それと、総合グラウンド線は幅員が狭く道路勾配も急であることから、決して走行性が良い町道とは言えませんが、幅員が狭いことが逆にスピードを抑制することにつながっておりまして、今までに大きな事故が起こっていないのではないかと考えられます。しかしながら、道路沿いの竹や木々につきましては、地元自治会や地権者の協力を得ながら適切な管理に努めていきたいと思っております。

そして、1点、看板でございますが、看板も今のところ問い合わせも、ほとんど県外から来られる方もなく、グーグルやスマホで位置情報を獲得できますので、看板がなくても来られているのかなと思っております。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

尾上議員の質問にお答えいたします。

2点目の町民グラウンドの利用者数でございますけれど、ソフトボール、野球、テニス全部合わせてですけれど、昨年度、令和元年度、町内町外合わせまして2万8,310人ございました。

それから、3番目の屋外照明ということですので、夜間の利用については、県大会や郡大会での利用実績はこれまであっておりませんが、申請があった場合は町民と同じように貸し出します。

看板については、先ほど町長が答弁されました。

それから、3番目のスマイル学級についてのご質問でございますが、スマイル学級という言葉が使われる方が多いのですが、スマイル学級というクラスはありませんが、スマイル教室というのは小学校に設置してあります。スマイル教室です。教室もありますし、そういうシステムもあります。正式には、通級指導教室という名称です。通常学級に在籍している児童の中で、学習上又は生活上の困難を抱える児童に対して週に1単位時間程度、その子の発達の特性や困難さに応じて特別な指導を行う教室のことです。

2点目ですが、先ほど言いましたように学級ではありませんので、在籍という言葉は使いませんが、スマイル教室に通常学級から通級してくる児童は、彼杵小学校で現在14名、千綿小学校で12

名です。

3番目の来年度は何名かということですが、来年度は彼杵小学校で17名、千綿小学校で11名の申請がありまして、町の教育支援委員会の判定を受けて認定を出しております。

4つ目の何名ぐらいで指導をしているのかということで、指導者ということでお答えしますと、通級指導担当者が1名、この1名が小学校2校を兼務しております。1週間のうちにどちらにも行って指導しているということです。

5点目、要望についてですけれど、小学校においては、担当教師が1人で2校兼務するには通級児童数が多く、受け持ち時数は20時間が限度ですが、その限度内で割り当てるのが厳しい状況です。つまり、先ほどの数を持ってきますと20時間に26人を割り当てるとというのが厳しいということです。したがって、千綿小学校にも通級指導教室を新設して欲しいとの要望があり、県の教育委員会にも強く要望をしております。ただ、通級指導教室の開設の基準は、通級児童数が13名以上となっているため開設は厳しい状況です。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

まず最初に、補聴器についてお伺いいたします。

先ほど説明を受けたんですけれど、補聴器は医療用、集音器については家電ということで説明を受けました。特に、私たちは、年齢を重ねてまいりますと髪が白くなったり、目が見えづらくなったり、音が聞きづらくなったり、どこかに支障が出てまいります。その中で、日々の生活を良くしていくためには、相手とのコミュニケーションをうまく取る必要があります。そのためには、今後補聴器、これが本当に必要になってまいります。今、補聴器は医療用と言われたんですけれど、特に、今、新聞やテレビ等では、よく補聴器の宣伝が載っております。誰でも歳をとってくると、まず耳、目、これがなってきますので、この頃は特に新聞やテレビでも宣伝をしているんですけど高い。集音器については数万円、1万円から数万円ぐらい。補聴器については10万円から50万円という数字も出てきております。先ほど町長が言われましたとおり50万円の高いやつでは50万円ということで、買えばですね、なっております。

是非とも、この補聴器、いくらにしても病院に行って、診察を受けてすれば国民健康保険が中々きかないという方も中にはいらっしゃいました。その中で、この補助、いくらにしても補助をお願いしたいということでもあります。結論的にはそういうことです。

障害者手帳を持っている方は、県が4分1、町が2分の1ということでしたかね、まず、そのことをちょっと再度お聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この件につきましては、身体障害者手帳保持者、持っておられる方で補聴器の装用により聞く力が改善が見込まれる人を対象として、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で支給を行っているところですが、利用者負担は世帯の所得に応じ設定がありますが、大体原則として1割負担ということになっているようでございます。構造、種類で8区分に分類され、必要とされる

追加機器により加算をされますが、大体本体の購入基準額としては、先ほど言いましたように数万円から高いものは50万円までであるということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

特に、障害者手帳を持っておられる方の負担はわかりました。

特に、今から特に軽度の方も増えてまいらると思うんですけど、この中で、軽度の方は、県が3分の1、町が3分の1ということで、改めて聞きます。よろしく、改めてお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、手帳の交付の対象となりませんが、軽度、中度は18歳未満の方の児童の補聴器購入です。これに対しての県が3分の1、町が3分の1の助成を行っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

これは病院に行つての診察を受けての補助をすれば、そこで診察を受けて購入する場合に限りですか。直接、テレビとか新聞とかので買った場合はどうなるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように、大人の方は身体障がい者の方ですね。

この補聴器といいますのが、薬機法で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に従い厚生労働省の認定を受けた管理医療機器でございます。難聴者が使用する前提で開発されていますので、やはり病院にかかれて聴力の検査ということですね。ですから、たぶん、いろいろ通常の方が補聴器を買われる時には個人負担でされていると思います。これは眼鏡と同じだと私は考えているんですよ。眼鏡も度数がきつい人もおられるし、弱い人も自分で買われます。そこは補助も何も対象になりませんから。ただ、身体障がい者の方は先ほど言いましたように対象になるということです。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、結論的には病院に行つて、診察してもらつて、そこで請求して、購入した場合に、それだけ補助は出るということですね。中には直接来たのが、まっすぐな方がいらつしゃいまして、補聴器を、ちょっと聞きづらくなつてどうしようもないから、中々病院に行くことが困難という方もいらつしゃいまして、そういった場合にはどうすればいいのか、補助はあるのかとか、そういった声がありましたので質問いたしました。まず、結論的には病院に行つて診察を受けることが先決だろうと思っております。

そうしたら、2番目についてお尋ねいたします。

先ほど、町民グラウンドに通じる拡幅及びグラウンドの現況について質問した中で、先ほど町長は、その下の、グラウンドまでの道が狭いから今まで事故が起こらなかったのではないかと言われました。やはり、ちょうど、コロナの中で車の台数は少なかったんですけど、ちょうど重なって、4、5台重なって行った時があったんですね。その中で、結構待っていたもんですから、どうしてもやはり、下の国道から約400mぐらいの道ですね、彼杵の宿からの道は400mぐらいあります。その中で、全然交差する場所がないんです。せめて、1か所ぐらいは交差できるような、もう少し拡幅できないものか。そう思っていますけれどいかがですか。町長、どうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、誤解をしないようお願いしたいのは、補聴器は、身体障害者手帳を持っておられる方でないと当然該当しないということです。普通の人は該当しないということで、いくら病院に行かれても。その補助の規定がそうなっております。前提に身体障害者手帳をお持ちである方だけです。よろしくをお願いします。

町民グラウンドのことでございますが、今まで町民ソフトとかナイターとかやっておりますけれど、譲り合って行ける。というのは、町民グラウンドを利用する時に、大体時間が、試合をする時にも時間が決まっていますし、いっぺんに揃う時も一方通行みたいなものです。例えば、町民駅伝をする時にも何時までに集合ということで、大体一方通行です。一方通行で集まります。駅伝に出て、出発された後に皆さんも一緒に一方通行で帰る。ですから、ほとんど、今までそういう事故等もあっていないんですよ。ただ、一番、尾上議員がおっしゃったこともわかるんですが、鈴木病院の所のカーブ、あそこが一番狭いことは狭いです。

ただ、そういうことで、町民グラウンドを利用する時には、ナイターはそうですけれど、7時半から試合開始、その次は8時半と時間がずれて、大体スムーズに流れるようですね。どうしてもとおっしゃれば彼杵から片側で千綿に降りるとか、そういうことも考えなければいけませんけれど。今のところ、私の感じではそういうことで大体支障なく、地域からも町道改良の要望は区長さんから出ていませんし、そして、また勾配がものすごくきつくて、通常の道路の整備でも結構横をカットするにしてもお金がかかります。

狭くて事故が起こらないのはなぜかと言いますと、蔵本2号線もそうなんです。5mしかないから中央線を入れられない。結構スピードを、朝夕とばしていかれますけれど、やはり、相手方が来ているもんですから離合する時に減速をされる。その辺もあって、一つの利点が、狭いからあると思うんですよ。例えば、その親和銀行のところもそうですけれど、電柱が立って邪魔だからビューンとスピードを出して行けない。大川さんの所もそうですね。電柱が道路にあって、どんどんとばしてはいけなは抑制効果の一つになっているのではないかと思います。私は今のところ改修は検討はしていないとお答えをしているわけでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

先ほど立山議員が質問された中で、やはり今度の12月の議会で屋外照明施設の契約を7000万円ぐらいの、合わせれば1億円ぐらいのお金を使うようになったんじゃないですかね。そうなってくれば、やはり費用対効果、こういったことを、箱ものを考えたら、やはり少しでも、先ほど町長も言われましたが、県とか、県大会とか、今度ソフトボールが予約的に入っているということも言われたんですけど、やはり、少しでも費用対効果を考えたら、そういった面を考えればやはり看板あたりにも必要に。要するに外から見た時の看板も必要になってくるし、他所から皆さんを呼んでしようと思えば必要になってくるのではないのでしょうか。その中で、やはり、離合の場所、やはりこういったことを考えなければいけないのではないかなと思いますけれど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そのグラウンドに1億いくらかも使ったではないかとおっしゃいますが、半分はサッカーくじの助成を受けておまして、半額は町が負担をしております。ですから、そういうことも考えて、看板もそうでございますけれど、看板は、例えば大きな町道の所に作るとすれば4m以上の高さを立てないと道路構造上立てられないんです。ですから、今、小さいものを横に立ててはいますが、それは当然教育委員会と協議をして、もう少し大きくできないかどうかは検討はします。検討はしますが、先ほど言いましたように、他所から来られる方も、今、スマートフォンとか何とかで、位置情報で大体地図で出るものですから、教育委員会に聞いたら問い合わせがないそうです、他所から来られる方もですね。どこに道が入って自動的にナビでも案内をする、そういう形になりますので。看板はもうちょっと考えていきませんかでしょうけれど。実際にきれいな看板を立てるとなると、ものすごくお金がかかるものですから、それもですね。これは単独でしなければいけないですから、今あるものでなんとか通用しないか。

それで、離合場所もさっき言いましたように、大体、一方通行みたいな形で集合して、帰る時はまた一方通行で帰るという形になっています。ナイターリーグもそうだと思うんです。時間ごとに集合して試合が終わったら何人か残して審判をして、違う人はもう帰られると、そういう流れで。私も、ナイターリーグに10年ぐらい参加をしていましたけれど、別に、ひどく渋滞するということ、事故のようなこともないし。ただ、鈴木病院のカーブの、ちょうど上って入口の所は少し狭くはなっていますね。その辺を側溝を蓋をかぶせるかどうかですね。ただ、全部かぶせてしまえば、今度また側溝の掃除とかかなり厳しくなるものですから、その辺をどうするか。ちょっと建設課と協議をさせてください。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

特に今までは、町内の人たちを含めて2万8,000人ぐらい。町内の人たちは当然知っていて今まで行っておられたんでしょうけれど、やはり、こういった補助金にしる何にしる、これだけのお金をかけてするんですから、やはり今後の考え方としては、先ほど町長が言われたとおり、県民、長崎県とか、郡体とか、そういった大会が常々あるだろうと思いますので、是非、ここで少しでももらって、先ず広めることも先決でありますので、こういったことを含めて今後考えていただき

たいなと思っております。

そうしたら、3つ目のスマイル学級についてです。

ちょっと、私はスマイル学級ということで質問していたんですけど、スマイル教室ですね。私が勘違いしておりました。先ずそのことをお詫びいたします。スマイル教室のことです。

このスマイル教室は、通級指導の中の一環ということで聞いております。特に子どもたちが増えてきていると、以前からするとかなり増えてきているということを聞いております。その中で現在彼杵小学校が14名、千綿小学校が12名ということで、令和2年度あたりですね。これもちょっと調べておりました。それで、今度、彼杵小学校でも17名ぐらい、増えてきているということも聞いております。

この中で、特に子どもたちが今まで家に居てから学童なりどこかして小学校に上がってきます。特に、今まで家の中にばかり居て、急に学校に来て、いろんな子どもたちとふれ合う中で、やはり生活上不安、こういったことがあっていて、やはりいっぱい子どもたちと慣れない状況が続いている。そういう心配をしているお母さんたちがいらっしゃる中から、こういった質問をさせてもらっています。

特に、今、教育長は小学校におられたということで聞いておりますけれど、教育長が小学校の校長をされている時にこういったスマイル学級はありましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私が彼杵小の校長の時に開設をいたしました。それまではありませんでした。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

その当時何名ぐらいの方が在籍、在籍というよりは、そういう子どもたちがいらっしゃったでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

ずいぶん前の話ですので、12、13名ぐらいは居たかなと思います。基準を超えていないと当然開設できませんので。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今、この14名と12名の彼杵と千綿小学校を何人で指導なりされているんですかね。ちょうど聞いているのは、1週間に1単位から8単位までの基準があると。その中で、うちの子どもは2週間に1回しかそういう指導を受けていないという方がいらっしゃいました。特に波佐見や川棚はもっと多いんですよ。これだけの子どもたちがいる中で、もっと指導して欲しい。もうちょっと声をかけて欲しい。

今度また、自分の子どもが、今、こういう学級に行っている子どもがいるんですね。そして、また次、おそらく令和3年度の4月からその学級に入らなければいけないという方も、おそらくこの17名の中の1人だと思います。そういった中で、せめて、小学校に上がってきたら、もうちょっと触れ合う時間を増やして欲しい。この声なんです。波佐見や川棚はもっと時間であたってもらっているんです。1週間に2回とか、2週間に3回とか。そういった子どもたちがいるということを、先ず忘れないで欲しい。

その中で、このことを学校の方から要望事項として増やして欲しいということは上がってきていないですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ず通級教室に通う子どもたちはいろんな特性がありますので、それぞれコマ時間が違います。それで、先ほど言いましたように、担当は20時間が限度ということになっております。ですから、時間割を考えられているんですが、20しかコマがない。そこに26人入ってくるとどうしても2人入れたり、あるいは隔週にしなければいけないことが当然、付随してきます。

このことはどこの学校でも、波佐見でも川棚でもその基準ということがありますのでそれは同じです。その子に応じてこの子はやはり一対一でないとうまく指導がいかない。あるいは、この子とこの子は一緒に指導しても良い。そうなるとその1コマで2人分がそこで可能になるというようなことがありますので、一人一人の子どもの特性に応じてその組みかたが違います。

隔週、隔週というのは、コマ時間がどちらかという少し薄い子は2週間に1回でも良いだろうと。それで、文科省が言うには、1か月に1回でもこの通級は効果があるということが言われておりますので、多い子も確かにたくさん来れた方が良いですけど、どうしても物理的に無理ですので、その子その子に応じて、指導の関わり方が違ってきているということになります。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今度の4月から17名の子どもがこの学級に通う予定だと言われました。今、千綿の方は1人で回っているんですね。そのことを、今1人で先生が回っているということは本当ですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

スマイル教室は、彼杵小にあります。そこの担当が千綿小に週に2回、失礼しました週に2日で、千綿小に週に2日、彼杵小に週に3日指導をしております。それを兼務と言っているんですけど、よろしいでしょうか。担当は1人です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今、波佐見の学校では、例えば彼杵が週に1回だったら、3日ぐらいしてもらっていると、父兄

の方との連絡では、3日ぐらいしてもらっていると。かなり少ないと、私は思ったものですから。そういう学校同士のそういった交流はされているんですか、そういう話もされているんですか、学校同士のあれは。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

交流と言いますか、交流というのはしていません。どうしても、本町の場合には、千綿と彼杵に通級に必要な子どもがいますので、どうしても兼務しなければならない。

私が彼杵小学校に居た頃は、千綿の子は通って来ていました。保護者が送迎していました。ただ、非常に負担があります。そして、その時間、行き帰りに使う授業時間が非常にもったいないということで、できるだけ千綿のお子さんの時は午後に出て、昼休みの時間を使って連れてきてもらうというような形で、午後優先して千綿小学校の子どもさんを受け入れておりました。ただ、今はものすごく数が増えましたし、保護者の負担もあるので、担当が出かけている、逆にですね。そういう兼務の方式を取りました。ですから、兼務しなければ、その学校でもっとたくさんの子どもの指導ができる。ですから、川棚や波佐見は単独でできているということですね。ですから、どの学校にも通級指導教室がある。だから、その学校で自分の学校の子どもだけを見ておけば良い、指導すれば良いんですけど、本町の場合には2校回らなければいけないので、1人の先生がみる時間がどうしても限られてくると、そういうことになります。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今、学校の方より、千綿小学校と彼杵小学校ですけれど、その中からもっと増やして欲しいという要望事項は今来ていますでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど申しましたように、千綿小学校に通級教室が立ち上がればそこに1名教員が配置されて、1人で千綿小学校の子どもたちを指導できるんです。だから、要望は出てきていますが13人に満たないので立ち上がらない、開設できないということになります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、県の基準からすれば何人かが足りないという形になれば、今のところ、県の指導に従わざるを得ないと思っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

県の方から教員の数配置されてきませんので、どうしてもできないということになります。教

員の数で。通級が一つ立ち上がれば教員を1人配置されるということです。開設できなければ配置されないの、非常に難しいということです。ですから、そこは何とか工夫をして、兼務できれば兼務してやるし、兼務できなければ何とか工夫して、その学校の中でどうにか、そういう通級的な指導をしていく。工夫しかありません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今、波佐見の方では、結構時間を取ってもらっていると聞いております。特に彼杵の場合は半分の時間、要するに向こうが3時間みてもらったら彼杵は1時間しかみてもらっていないという声を聞いております。もうちょっと小学校1年生に上がってきた場合には、もうちょっと見る時間を増やして欲しい。特に、今度3名ぐらいですかね、増えてきている。ということもまずもって教育委員会の中も、こうして予算も、学校の先生を増やして欲しい、担当を増やして欲しいということは上がっていると思うんですよ。上げたという声を聴いていますので。きていますので、是非ともこういったことも、子どもたちが精神的に不安も増えてきているという子どもたちが上がってきていますので、是非とも、先ず川棚とか小学校の声も聴いてもらって、交流も深めながら、そういった教育委員会の中でもそういった事例があるということも聴いてもらいたいと思っております。是非とも、今、学校から要望事項が上がってきていると思います。それをご検討をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど、教員の交流はしております。ですから、郡内の通級指導担当者同士、うちはこうしている、こうしていると、交流はしております。ただ、教員に対して子どもの数が多いわけですので、どうしても物理的にたくさんみれないという現状があります。教員を増やせばいいではないかということですけど、教員はすべて県費負担者です。県から給料を頂いています。ですから、町で雇えない、その教員は。支援員は雇っていただいていますけれど。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、6番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後3時46分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 林田 二三

署名議員 立山 裕次